

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第3章 協定の締結手続き等 第7節 瑕疵 (瑕疵) 第35条 当社は、当社が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後1年以内に瑕疵が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその瑕疵の修補を行います。</p> <p>ただし、その瑕疵の重要性に比して修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。</p> <p>第16章 雑則 (双務的条件) 第101条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第9条（当社の接続対象地域）、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第33条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第35条（瑕疵）、第41条（協定上の地位の移転）、第42条（協定上の地位の承継）、第45条（当社が行う協定の解除）、第50条（予測トラヒック又は回線数の通知）、第52条（協定事業者の切分責任）、第53条の2（第三者への債権譲渡等）、第55条（相互接続通信の切断）、第59条（接続の一時中断）、第60条（接続の停止）、第61条（接続の中止）、第61条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第73条の2（期限の利益喪失）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第87条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第88条（免責）及び第100条（承諾の限界）に規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第9条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。</p>	<p>第3章 協定の締結手続き等 第7節 修補の責任 (修補の責任) 第35条 当社は、当社が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後1年以内に個別建設契約又は接続用ソフトウェア開発契約の内容との不適合が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその対象設備又はソフトウェアの修補を行います。</p> <p>ただし、その不適合の重要性に比して修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。</p> <p>第16章 雑則 (双務的条件) 第101条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第9条（当社の接続対象地域）、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第33条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第35条（修補の責任）、第41条（協定上の地位の移転）、第42条（協定上の地位の承継）、第45条（当社が行う協定の解除）、第50条（予測トラヒック又は回線数の通知）、第52条（協定事業者の切分責任）、第53条の2（第三者への債権譲渡等）、第55条（相互接続通信の切断）、第59条（接続の一時中断）、第60条（接続の停止）、第61条（接続の中止）、第61条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第73条の2（期限の利益喪失）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第87条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第88条（免責）及び第100条（承諾の限界）に規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第9条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。</p>

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(イ欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア欄及び第10欄ウ欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (4) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (5) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄
(6)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせで適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせで適用しないときは、1の光信号主端回線収容装置に収容できる光信号主端回線は1を限度とします。  ク～ネ (略)
(8)-2～(8)-10 (略)	(略)
(8) -11 一般収容局ルータ優先バケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2第10欄イ欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせで適用します。 イ 2-2第10欄イ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラフィック又は回線数等の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ (略)
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～オ (略) カ 2-6-1ウ欄(基本料及び加算料)の場合において、可能な符号伝送の値に範囲のあるものについては、該当する符号伝送の値に応じて(7)欄の料金額に(4)欄の料金額を加えた額を適用します。
(10)-2～(12)-2 (略)	(略)
(12)-3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-6-3に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することとします。
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端回線の数は4を、1の光信号主端回線から分岐できる光信号分岐端回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端回線の最大収容数が4のもの」といいます。)  イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせで適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能と組み合わせるときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能と組み合わせるときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端回線の最大収容数が8のもの」といいます。))

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(7)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア(7)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (4) 2-2第9欄イ(4)欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (5) 2-2第9欄イ(4)欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄 (イ) 2-2第9欄イ(4)欄及び第10欄イ(4)欄並びに2-13第2欄エ欄
(6)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又は(4)欄(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。))に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせで適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせで適用しないときの1の光信号主端回線収容装置に収容できる光信号主端回線は、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に限りません。)を適用する場合は8を限度とします。  ク～ネ (略) ノ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(4)欄に規定する機能については、保守用光信号主端回線収容装置(光信号主端回線収容装置の冗長化を可能とするものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合は1光信号伝送装置ごとの料金額、1保守用光信号主端回線収容装置ごとの料金額及び光信号主端回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を、保守用光信号主端回線収容装置を利用しない場合は1光信号伝送装置ごとの料金額及び光信号主端回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。これらの場合において、1の光信号伝送装置に設置できる光信号主端回線収容装置は15を、保守用光信号主端回線収容装置は1を限度とします。
(8)-2～(8)-10 (略)	(略)
(8) -11 一般収容局ルータ優先バケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2第10欄イ(4)欄又はイ(7)欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせで適用します。 イ 2-2第10欄イ(4)欄又はイ(7)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラフィック又は回線数等の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ (略)
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～オ (略)
(10)-2～(12)-2 (略)	(略)
(12)-3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-6-3に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することとします。
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又はウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に限りません。)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ア(7)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「10Gbit/sタイプ」といいます。))に限りません。)に掲げる料金額に2-1-1-1第2欄ウ(4)欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせで適用する場合があります。この場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端回線の数は4を、1の光信号主端回線から分岐できる光信号分岐端回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端回線の最大収容数が4のもの」といいます。)) また、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。  イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に限りません。)に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせで適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア(7)欄又はイ欄に規定する機能と組み合わせるときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端回線の数は4を(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端回線の最大収容数が4のもの」といいます。))、2-1の4イ(4)欄に規定する機能と組み合わせるときは1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端回線の最大収容数が8のもの」といいます。)) また、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に限りません。)に掲げる料金額を適用する場合は1の

光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。

(14)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は1P通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄、第24欄若しくは2-13第1欄才欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は1P通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄、第24欄若しくは2-13第1欄才欄に規定する機能を利用する場合に適用します。
(24)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能(1P0E方式で接続する場合に限ります。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点の1P通信網終端装置(1P0E方式で接続するもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、1P0E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとの1P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

(14)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は1P通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄若しくは第24欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は1P通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄若しくは第24欄に規定する機能を利用する場合に適用します。
(24)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能(1P0E方式で接続する場合に限ります。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和2年4月1日時点の1P通信網終端装置(1P0E方式で接続するもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、1P0E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和2年4月1日以降、その区分ごとの1P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,944円	2-1の4に係る料金は含みません。
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,944円	
		(4) (7) (4)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	2,002円	
		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,398円	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	イ 4線式のもの	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,398円	
		(7) (7) (4)以外のもの	1 回線ごとに	1,440円	
		ウ 1芯式のもの	1 回線ごとに	2,880円	
		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額			

区分		単位	料金額	備考				
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	ア 2線式のもの	ウ 光信号伝送装置に伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの(1Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,508円	2-1の4に係る料金は含みません。	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,508円		
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,553円		
				(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの(1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに		72,025円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに		15,189円
					③ ①②以外のもの	1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに		12,491円
				(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
					② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
					③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに		第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額



心にて送る機能

るものをいいます。以下同じとします。においてフィルタ(保守用を目的として光信号の一部の帯域を制限する)

③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,137円		
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,075円	
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,075円	
	③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,137円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,802円	
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,802円	
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	1,852円	

(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,560円
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,360円

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

心にて送る機能

るものをいいます。以下同じとします。においてフィルタ(保守用を目的として光信号の一部の帯域を制限する)

タイプ1-2のもの	B 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	
	C 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,996円	
③ ①②以外のもの	A 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,143円	
	B 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円	
	C 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,056円	
(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円
		B 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
		C 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,996円
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円
		B 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円
		C 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,996円
	③ ①②以外のもの	A 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,143円
		B 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円
		C 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,056円
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,769円
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,733円
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,673円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,769円
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,733円
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,673円
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,819円
		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,782円
		③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,720円

(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,476円
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,303円

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額



				を加算した料金額	資稅相当額を加算するものとします。
		(7) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる200円のうち、196円のみ消費税相当額を加算するものとします。

				を加算した料金額	資稅相当額を加算するものとします。
		(7) 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、196円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる196円のうち、193円のみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	月額備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	195円		
	イ 1芯式のもの	(7) (4)以外のもの 1回線ごとに	(4)欄に規定する料金額		
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	181円		
ウ (略)		(略)	(略)		
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置されるものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	399円 93円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	399円 93円		
		③ ①②以外のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	411円 96円		
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置されるもの)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	405円 93円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	405円 93円	
			C AB以外のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	417円 96円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	399円 93円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	399円 93円	
			C AB以外のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	411円 96円	
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端回線ごとに	1,802円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端回線ごとに	1,802円	
		(7) (4)以外のもの	1光信号主端回線ごとに	1,852円	
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	360円		
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,259円		

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区分	単位	料金額	月額備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日 1光信号主端回線ごとに	1,611円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	月額備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	203円		
	イ 1芯式のもの	(7) (4)以外のもの 1回線ごとに	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	(4)①欄に規定する料金額 (4)②欄に規定する料金額 (4)③欄に規定する料金額	
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 1回線ごとに 1回線ごとに	163円 166円 167円	
ウ (略)		(略)	(略)		
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	407円 95円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	407円 95円		
		③ ①②以外のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	419円 98円		
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置されるもの)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	412円 95円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	412円 95円	
			C AB以外のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	424円 98円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	406円 95円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	406円 95円	
			C AB以外のもの 1光信号分岐端末回線ごとに	418円 98円	
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに	1,769円 1,733円 1,673円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに	1,769円 1,733円 1,673円
		(7) (4)以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに	1,819円 1,782円 1,720円
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	351円		
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,251円		

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区分	単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能(第5条)	ア 保守の区別がタイプ1-1	(7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日 1光信号主端回線ごとに	1,581円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。





		用する料金	線ごとに	52-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる200円のうち、196円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	-------	------	--	--

		用する料金	線ごとに	に規定する料金額に、196円を加算した料金額	合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる196円のうち、193円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	-------	------	------------------------	--

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略) イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	179円 186円	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの (4) 保守の別がタイプ1-2のもの (ウ) (7) (4) 以外のもの
		189円	

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略) イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	175円 184円	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの (4) 保守の別がタイプ1-2のもの (ウ) (7) (4) 以外のもの
		184円	

2-1-2 1SM折返し機能

区分	単位	料金額	備考
1SM折返し機能	1Bチャンネルごとに	859円	
	23B+Dチャンネルごとに	56,803円	

2-1-2 1SM折返し機能

区分	単位	料金額	備考
1SM折返し機能	1Bチャンネルごとに	664円	
	23B+Dチャンネルごとに	43,892円	

2-1-3 光信号電気信号変換機能

区分	料金額	備考
光信号電気信号変換機能	558円	
	558円	
	575円	
	1,391円	
	1,391円	
	1,433円	

2-1-3 光信号電気信号変換機能

区分	料金額	備考
光信号電気信号変換機能	404円	
	404円	
	416円	
	1,023円	
	1,023円	
	1,054円	

2-1-4 光信号多重分離機能

区分	料金額	備考
光信号多重分離機能	202円	
	202円	
	208円	
	221円	
	221円	
	228円	

2-1-4 光信号多重分離機能

区分	料金額	備考
光信号多重分離機能	143円	
	143円	
	147円	
	216円	
	216円	
	222円	
	423円	
	423円	
	436円	

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1036円	
(3) 優先接続機能	1通信ごとに	0.0919円	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	月額	11,416.667円	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	1通信ごとに	0.00003879円	
	1案内ごとに	0.00004560円	
	(略)	(略)	
	1通信ごとに	0.00004965円	
	1通信ごとに	0.00005741円	
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	1装置ごとに月額	350.395円	
	1装置ごとに月額	440.104円	

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1086円	
(3) 優先接続機能	1通信ごとに	0.0998円	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,166.667円	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	1通信ごとに	0.00004148円	
	1案内ごとに	0.00004884円	
	(略)	(略)	
	1通信ごとに	0.00005226円	
	1通信ごとに	0.00006139円	
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	1装置ごとに月額	395.595円	
	1装置ごとに月額	512.255円	

(10) 一般収容局ルータ優先バケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先バケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPバケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	エ SIPサーバを用いて制御するもの イ 優先クラスを識別するもの ロ アイ以外のもの	1チャネルごとに月額 1契約数ごとに月額 1装置ごとに月額	1.81円 2.01円 7.260円	
-------------------------	---	---	-------------------------------------	--------------------------	--

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 閉門系ルータ交換機能	閉門系ルータで接続する場合における当該閉門系ルータにより通信を行う機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合 イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合 ロ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1装置ごとに月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 1ポートごとに月額	228,754円 15,339,333円 2,953,667円 2,996,833円 3,040,083円 2,771,000円 2,760,833円 2,803,750円 2,760,833円 1,208,333円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

2-4の2 音声バケット交換機能

区分	単位	料金額	備考
音声バケット交換機能	1秒ごとに	0.0013963円	

2-5 中継伝送機能  
2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能  
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

区分		単位	料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1回線ごとに	1,259円	1回線ごとに1メートルあたり月額
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1回線ごとに1メートルあたり	1,259円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	月額備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	360円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,259円	

		イ 10Gbit/sタイプ	1装置ごとに月額	705,208円	
(10) 一般収容局ルータ優先バケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先バケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPバケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	エ 1Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの (4) 優先クラスを識別するもの (5) (7) (4)以外のもの	1チャネルごとに月額 1契約数ごとに月額 1装置ごとに月額	2.07円 2.31円 8,234円
		イ 10Gbit/sタイプ	(7) 優先クラスを識別するもの (4) (7)以外のもの(SIPサーバを用いて制御しないものに限ります。)	1契約数ごとに月額 1装置ごとに月額	2,31円 23,817円

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 閉門系ルータ交換機能	閉門系ルータで接続する場合における当該閉門系ルータにより通信を行う機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合 イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合 ロ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1装置ごとに月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 月額 1ポートごとに月額	247,594円 15,398,917円 3,000,500円 3,000,083円 3,342,750円 2,733,250円 2,849,333円 2,944,500円 2,849,333円 1,291,667円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。 IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

2-4の2 音声バケット交換機能

区分	単位	料金額	備考
音声バケット交換機能	1秒ごとに	0.0012940円	

2-5 中継伝送機能  
2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能  
2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

区分		単位	料金額	月額備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1回線ごとに	1,251円	1回線ごとに1メートルあたり月額
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1回線ごとに1メートルあたり	1,251円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

区分		単位	料金額	月額備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	351円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,251円	

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置に接続し、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に接続するもの	右欄以外の場合 6,309円	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終結する場合 5,826円
		アイ一般専用線に接続するもの	5,935円	4,402円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	71,199円	70,716円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	9,569円	5,513円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	6,053円	5,616円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	6,309円	5,826円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	83,515円	82,550円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,588円	7,676円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,752円	7,824円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,085円	8,190円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	95,767円	94,319円
		2.048Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,068円	106,131円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	132,653円	129,753円
		4.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	157,242円	154,377円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	205,426円	203,624円
		8.192Mbit/sの符号伝送が可能なもの	280,194円	271,493円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	10.368Mbit/sの符号伝送が可能なもの	353,963円	342,362円
		13.824Mbit/sの符号伝送が可能なもの	86,294円	75,350円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	18.432Mbit/sの符号伝送が可能なもの	88,019円	75,852円
		24.576Mbit/sの符号伝送が可能なもの	91,455円	78,660円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	32.768Mbit/sの符号伝送が可能なもの	587,567円	566,782円
		43.776Mbit/sの符号伝送が可能なもの	833,464円	803,013円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	67.104Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,067,068円	1,027,433円
		89.472Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,231,739円	1,218,928円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	138.944Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,766,293円	1,647,771円
		185.280Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,835,547円	1,711,859円

2-6-1-2 加算料

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置に接続し、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に接続するもの	通信路設定伝送機能の利用が当該回線の容量が10kmを超える場合通信路設定伝送機能以外の場合の加算料	910円
		アイ一般専用線に接続するもの	1,800円	2,020円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	910円	2,330円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	860円	2,148円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	880円	2,242円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	910円	2,330円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,820円	4,660円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,720円	4,396円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,750円	4,484円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,820円	4,660円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,730円	6,990円
		2.048Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,650円	9,320円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,470円	13,979円
		4.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,290円	18,639円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10,940円	27,959円
		8.192Mbit/sの符号伝送が可能なもの	16,410円	41,938円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	13.824Mbit/sの符号伝送が可能なもの	21,880円	55,917円
		18.432Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,640円	52,752円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	24.576Mbit/sの符号伝送が可能なもの	21,050円	53,807円
		32.768Mbit/sの符号伝送が可能なもの	21,880円	55,917円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	43.776Mbit/sの符号伝送が可能なもの	39,200円	100,185円
		57.600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	57,430円	146,782円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	75.600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	74,750円	191,050円
		101.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	41,820円	1,078,218円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	135.360Mbit/sの符号伝送が可能なもの	42,660円	1,099,782円
		180.480Mbit/sの符号伝送が可能なもの	44,330円	1,142,911円

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置に接続し、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に接続するもの	5,909円	
		アイ一般専用線に接続するもの	4,485円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	70,799円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,715円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	94,567円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	106,462円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	130,249円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	154,038円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	201,616円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	272,981円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	344,346円	
		2.048Mbit/sの符号伝送が可能なもの	570,337円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	809,222円	
		4.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	809,222円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,034,213円	

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置に接続し、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に接続するもの	7,832円	7,034円
		アイ一般専用線に接続するもの	7,557円	5,414円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	83,625円	82,827円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,414円	6,600円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,555円	6,783円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,832円	7,034円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,794円	96,134円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,100円	9,592円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,313円	9,776円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,740円	10,147円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	111,785円	109,385円
		2.048Mbit/sの符号伝送が可能なもの	125,870円	122,674円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	154,046円	149,250円
		4.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	182,218円	176,846円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	238,570円	229,919円
		8.192Mbit/sの符号伝送が可能なもの	323,092円	308,709円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	10.368Mbit/sの符号伝送が可能なもの	407,619円	388,438円
		13.824Mbit/sの符号伝送が可能なもの	110,720円	92,624円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	18.432Mbit/sの符号伝送が可能なもの	112,924円	97,463円
		24.576Mbit/sの符号伝送が可能なもの	117,337円	98,156円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	32.768Mbit/sの符号伝送が可能なもの	675,280円	640,912円
		43.776Mbit/sの符号伝送が可能なもの	857,026円	806,675円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	67.104Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,224,690円	1,159,150円
		89.472Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,419,245円	2,717,937円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	138.944Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,908,223円	2,771,729円
		185.280Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,020,177円	2,880,407円

2-6-1-2 加算料

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置に接続し、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に接続するもの	通信路設定伝送機能の利用が当該回線の容量が10kmを超える場合通信路設定伝送機能以外の場合の加算料	1,110円
		アイ一般専用線に接続するもの	2,040円	2,664円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,110円	2,664円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,050円	2,510円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,070円	2,563円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,110円	2,664円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,230円	4,302円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,140円	5,127円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,230円	5,328円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,340円	7,937円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,450円	10,655円
		2.048Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,680円	15,983円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,900円	21,310円
		4.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,360円	31,965円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,030円	47,945円
		8.192Mbit/sの符号伝送が可能なもの	26,710円	63,931円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	10.368Mbit/sの符号伝送が可能なもの	25,700円	61,518円
		13.824Mbit/sの符号伝送が可能なもの	26,710円	63,941円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	18.432Mbit/sの符号伝送が可能なもの	47,860円	114,543円
		24.576Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70,120円	167,818円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	32.768Mbit/sの符号伝送が可能なもの	91,270円	218,430円
		43.776Mbit/sの符号伝送が可能なもの	66,420円	1,514,048円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	67.104Mbit/sの符号伝送が可能なもの	67,750円	1,544,329円
		89.472Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70,410円	1,604,891円

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置に接続し、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用線に接続するもの	6,946円	
		アイ一般専用線に接続するもの	5,326円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,739円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	95,958円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	109,121円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	122,322円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	148,722円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	175,122円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	227,923円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	307,124円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	386,346円	
		2.048Mbit/sの符号伝送が可能なもの	637,159円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	901,132円	
		4.096Mbit/sの符号伝送が可能なもの	901,132円	
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に接続するもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,151,936円	

2-6の2 削除

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。))	196,458円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。))	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	51,160円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	67,697円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	79,805円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	89,699円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	98,183円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	105,863円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	112,535円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118,806円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	124,673円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	130,139円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	172,510円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	203,609円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	228,870円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	250,709円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	270,133円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	287,543円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	303,746円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	318,741円	
1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	332,931円	
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	442,821円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	523,724円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	590,134円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	647,887円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	699,401円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	746,284円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	789,544円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	829,986円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	868,012円	

2-6の3-3 単料金区域における通信に係る部分の料金額

単料金区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料金区域における通信に係るものに限ります。))	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	145,765円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	192,965円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	227,558円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	255,847円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	280,125円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,111円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	321,232円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	339,206円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	356,035円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	371,717円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	493,585円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	583,361円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	656,520円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	719,936円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	776,476円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	827,285円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	874,656円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	918,589円	

2-6の2 削除

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。))	247,917円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。))	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	53,957円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	71,259円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	83,872円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	94,142円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	103,132円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	111,057円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118,130円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	124,563円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	130,783円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	136,364円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	180,452円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	212,818円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	239,218円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	261,994円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	282,000円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	300,302円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	317,111円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	332,855円	
1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	347,533円	
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	462,137円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	546,480円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	616,118円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	676,592円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	730,460円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	779,639円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	825,195円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	867,768円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	907,784円	

2-6の3-3 単料金区域における通信に係る部分の料金額

単料金区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料金区域における通信に係るものに限ります。))	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	165,484円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	218,635円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	257,418円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	289,017円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	316,697円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	341,112円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	362,914円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	382,757円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	401,947円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	419,178円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	555,563円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	656,028円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	738,207円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	809,282円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	871,867円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	929,228円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	982,016円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,031,540円	

1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	960,229円	
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,285,519円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,528,289円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,729,800円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,906,669円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,065,774円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,211,699円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,347,309円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,474,896円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,595,607円	

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	1通信ごとに	0,7566円	

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	1案内ごとに	163円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	アイ以外の場合	1案内ごとに	164円
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	164円
(2)-2 NPS交換機利用機能	1案内ごとに	32円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	41,75円
ウエ 削除	(略)	(略)	(略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	2,9199円	
(2) デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	1,9372円	

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	36円
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	41円
(13) DSL回線故障対応機能	1回線ごとに月額	35円	
(14) (略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	1回線又は1波長ごとに月額	41円	
(16) IP通信網回線管理機能	1回線ごとに月額	41円	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	1回線ごとに月額	41円	
(17)-2 下部	1回線ごとに	41円	

1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,077,797円	
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,441,756円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,712,975円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,939,130円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,137,201円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,315,027円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,478,484円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,630,838円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,774,049円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,909,423円	

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区分	単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	1通信ごとに	0,78762円	

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	1案内ごとに	190円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	アイ以外の場合	1案内ごとに	192円
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	191円
(2)-2 NPS交換機利用機能	1案内ごとに	43円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	41,16円
ウエ 削除	(略)	(略)	(略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	2,9548円	
(2) デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	2,0882円	

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(11) (略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	37円
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	37円
(13) DSL回線故障対応機能	1回線ごとに月額	41円	
(14) (略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	1回線又は1波長ごとに月額	37円	
(16) IP通信網回線管理機能	1回線ごとに月額	37円	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	1回線ごとに月額	37円	
(17)-2 下部	1回線ごとに	37円	

端末回線管理機能	もに網使用料を請求する機能		月額		—
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 光信号分岐端末回線ごとに月額	41円	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに月額	360円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり月額	1,259円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 回線ごとに月額	41円	—
(21)~(22) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)		一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,204,897円	—
(24) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7~2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)		1 ポートごとに月額	4,812,500円	—
(25) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能		1 通信ごとに	0.77566円	—
			1 秒ごとに	0.0018592円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能(優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ア 最優先クラス	1 Mbitまでごとに月額	0.00019715円
		イ 高優先クラス	1 Mbitまでごとに月額	0.00019559円
		ウ 優先クラス	1 Mbitまでごとに月額	0.00018151円
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbitまでごとに月額	0.00015647円

2-14 網同期クロック供給機能

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	26,409円	—

端末回線管理機能	もに網使用料を請求する機能		月額		—
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 光信号分岐端末回線ごとに月額	37円	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに月額	351円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり月額	1,251円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1 回線ごとに月額	37円	—
(21)~(22) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)		一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,064,476円	—
(24) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7~2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りです。)		1 ポートごとに月額	5,333,333円	—
(25) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能		1 通信ごとに	0.78762円	—
			1 秒ごとに	0.0017711円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能(優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ア 最優先クラス	1 Mbitまでごとに月額	0.00011796円
		イ 高優先クラス	1 Mbitまでごとに月額	0.00011702円
		ウ 優先クラス	1 Mbitまでごとに月額	0.00010953円
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbitまでごとに月額	0.000093618円

2-14 網同期クロック供給機能

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	36,636円	—

第2 網改造料

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.267
	電力設備		0.903
	伝送機械設備		0.160
	無線機械設備		0.984
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.078
	土地及び通信用建物以外		0.008
共通割掛費比率			(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容		
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.031	
		端末系交換機能	0.056	
		中継系交換機能	0.048	
		中継伝送機能	0.036	
		通信料対応設備合計	0.054	
		データ系設備合計	0.099	
		端末回線伝送機能	0.028	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末系交換機能	0.053	
		中継系交換機能	0.047	
		中継伝送機能	0.032	
		通信料対応設備合計	0.050	
		データ系設備合計	0.096	
		線延資産比率		0.0079
		投資等比率		0.0011
貯蔵品比率		0.0072		
他人資本比率		0.202		
自己資本比率		0.798		
他人資本利率		0.0076		
自己資本利益率		0.0013		
有利子負債以外の負債の比率		0.092		
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0031		
利益対応税率		0.4239		
貸倒率		(略)		

第2 網改造料

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.290
	電力設備		0.919
	伝送機械設備		0.168
	無線機械設備		0.060
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.058
	土地及び通信用建物以外		0.009
共通割掛費比率			(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容		
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.030	
		端末系交換機能	0.053	
		中継系交換機能	0.045	
		中継伝送機能	0.038	
		通信料対応設備合計	0.051	
		データ系設備合計	0.101	
		端末回線伝送機能	0.027	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末系交換機能	0.050	
		中継系交換機能	0.044	
		中継伝送機能	0.034	
		通信料対応設備合計	0.048	
		データ系設備合計	0.097	
		線延資産比率		0.0083
		投資等比率		0.0012
貯蔵品比率		0.0064		
他人資本比率		0.204		
自己資本比率		0.796		
他人資本利率		0.0046		
自己資本利益率		0.0004		
有利子負債以外の負債の比率		0.118		
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0019		
利益対応税率		0.4235		
貸倒率		(略)		

第2表 工事費及び手数料  
第1 工事費  
2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,611円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,251円	
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,778円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,176円	特定中継事業者に適用します。
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18) メンバースネットワークサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットワークサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合		特定中継事業者に適用します。
		1回線ごとに	平日昼間 4,227円 平日夜間 4,859円 平日深夜 5,581円 土日祝日 5,039円 昼夜間 5,764円 深夜	
		廃止の場合		
1回線ごとに	平日昼間 3,338円 平日夜間 3,837円 平日深夜 4,408円 土日祝日 3,980円 昼夜間 4,552円 深夜			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	765円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	180円	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,994円	特定端末系事業者に適用します。
(22)~(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	(7) (イ) 以外の場合		1ルーティング番号ごとに
		平日昼間 1,138円 平日夜間 1,308円 平日深夜 1,502円 土日祝日 1,356円 昼夜間 1,551円 深夜	移転先事業者に適用します。	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		
1ルーティング番号ごとに	平日昼間 709円 平日夜間 815円 平日深夜 936円 土日祝日 845円 昼夜間 966円 深夜			
		イ 加算額		1ルーティング番号ごとに (略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	(7) (イ) 以外の場合		1ルーティング番号ごとに
		平日昼間 1,138円 平日夜間 1,308円 平日深夜 1,502円 土日祝日 1,356円 昼夜間 1,551円 深夜	—	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		
1ルーティング番号ごとに	平日昼間 622円 平日夜間 715円 平日深夜 821円 土日祝日 741円 昼夜間 848円 深夜			
		(7) (イ) 以外の場合		1ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合
1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,274円 平日夜間 1,465円 平日深夜 1,683円 土日祝日 1,519円 昼夜間 1,738円 深夜		ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		
1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 622円 平日夜間 715円 平日深夜 821円 土日祝日 741円 昼夜間			

第2表 工事費及び手数料  
1 適用  
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,592円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,227円	
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,765円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,160円	特定中継事業者に適用します。
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18) メンバースネットワークサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットワークサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合		特定中継事業者に適用します。
		1回線ごとに	平日昼間 4,196円 平日夜間 4,821円 平日深夜 5,537円 土日祝日 5,001円 昼夜間 5,717円 深夜	
		廃止の場合		
1回線ごとに	平日昼間 3,314円 平日夜間 3,807円 平日深夜 4,373円 土日祝日 3,949円 昼夜間 4,515円 深夜			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	759円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	179円	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,942円	特定端末系事業者に適用します。
(22)~(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	(7) (イ) 以外の場合		1ルーティング番号ごとに
		平日昼間 1,129円 平日夜間 1,297円 平日深夜 1,490円 土日祝日 1,346円 昼夜間 1,538円 深夜	移転先事業者に適用します。	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		
1ルーティング番号ごとに	平日昼間 703円 平日夜間 808円 平日深夜 928円 土日祝日 838円 昼夜間 958円 深夜			
		イ 加算額		1ルーティング番号ごとに (略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	(7) (イ) 以外の場合		1ルーティング番号ごとに
		平日昼間 1,129円 平日夜間 1,297円 平日深夜 1,490円 土日祝日 1,346円 昼夜間 1,538円 深夜	—	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		
1ルーティング番号ごとに	平日昼間 617円 平日夜間 709円 平日深夜 814円 土日祝日 735円 昼夜間 841円 深夜			
		(7) (イ) 以外の場合		1ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合
1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,265円 平日夜間 1,453円 平日深夜 1,669円 土日祝日 1,508円 昼夜間 1,723円 深夜		ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	
		(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		
1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 617円 平日夜間 709円 平日深夜 814円 土日祝日 735円 昼夜間			



					省回線番号ごとに	土日祝日深夜	848円		
(26)	-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日深夜	2,275円 2,615円 3,004円 2,712円 3,102円	ルーティング番号を指定しし通を協定業者が利用する。	
				(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日深夜	1,162円 1,336円 1,535円 1,386円 1,585円		
(27)	(略)	(略)						(略)	(略)
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	14,588円 16,400円 18,473円 16,918円 16,918円 18,995円			
			イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	10,984円 12,625円 14,504円 13,095円 13,095円 14,977円			
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限りません。以下(4)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合 ② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごとに 1 工事ごとに	1,743円 6,511円 7,223円 8,039円 7,427円 7,427円 8,244円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者にていただきます。	
				(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	5,455円 6,012円 6,650円 6,172円 6,172円 6,811円		
(28)	(略)	(略)						(略)	(略)
(29)	光回線設備收容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,043円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	8,287円			
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,448円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	7,976円			
(30)	光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,043円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	12,427円			
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,448円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	10,568円			
(31)	(略)	(略)						(略)	(略)
(32)	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用				1 工事ごとに	8,914円			
(33)	(略)	(略)						(略)	(略)
(34)	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用				1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日	4,642円 5,320円 6,096円 5,514円 5,514円 6,291円		

					省回線番号ごとに	土日祝日深夜	841円		
(26)	-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日深夜	2,258円 2,595円 2,980円 2,692円 3,077円	ルーティング番号を指定しし通を協定業者が利用する。	
				(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日深夜	1,154円 1,328円 1,523円 1,375円 1,572円		
(27)	(略)	(略)						(略)	(略)
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	14,396円 16,190円 18,243円 16,704円 16,704円 18,758円			
			イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	10,902円 12,526円 14,389円 12,995円 12,995円 14,855円			
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限りません。以下(4)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合 ② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごとに 1 工事ごとに	1,573円 6,305円 7,011円 7,819円 7,214円 7,214円 8,021円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者にていただきます。	
				(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日深夜	5,248円 5,800円 6,432円 5,958円 5,958円 6,590円		
(28)	(略)	(略)						(略)	(略)
(29)	光回線設備收容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,991円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	8,225円			
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,438円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	7,917円			
(30)	光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,991円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	12,335円			
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,438円			
				(4) 加算額	1 工事ごとに	10,490円			
(31)	(略)	(略)						(略)	(略)
(32)	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用				1 工事ごとに	8,848円			
(33)	(略)	(略)						(略)	(略)
(34)	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用				1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼間 土日祝日夜間 土日祝日	4,680円 5,363円 6,145円 5,559円 5,559円 6,341円		

(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	深夜		
			平日昼間	1,485円	
			平日夜間	1,647円	
			平日深夜	1,832円	
			土日祝日	1,693円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	深夜		
			平日夜間	1,579円	
			平日深夜	3,385円	
			土日祝日	2,030円	
			土日祝日	2,030円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。))により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,388円	
			平日夜間	3,385円	
			土日祝日	4,039円	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,216円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,145円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,208円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,411円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,476円

(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	深夜		
			平日昼間	1,291円	
			平日夜間	1,422円	
			平日深夜	1,573円	
			土日祝日	1,460円	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	深夜		
			平日夜間	1,546円	
			平日深夜	3,316円	
			土日祝日	1,989円	
			土日祝日	1,989円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。))により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	3,363円	
			平日夜間	3,316円	
			土日祝日	4,008円	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,170円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,090円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,143円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,354円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,407円

第2 手続費  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区分			単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収手続費	別表2 (接続形態) 第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態であって、第3表において当社が利用者料金請求者となる場合、当社が利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 (4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 (7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額 月額 1通信ごとに 1内訳項目ごとに 月額	22.81円 当社が請求する利用者料金額の0.16%に相当する額 当社が請求する利用者料金額の5.4%に相当する額 0.27円 21.60円 当社が請求する利用者料金額の0.16%に相当する額	特定中継事業者に適用します。 携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者にも適用します。 —— —— ——
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	アイ(略) ア 50音別電話帳に掲載する場合 イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに 1掲載あたり 1発行ごとに 1掲載あたり	(略) 80円 230円	(略) —— ——	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続に要する費用	アイ(略)	1件ごとに	230円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	アイ(略)	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条 (債権譲受) の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者の料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 (4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額 月額	22.81円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.16%に相当する額 無線呼出し事業者に適用します。	
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合は手続に要する費用	アイ(略)	1照会ごとに 土日祝日 昼夜間 1件ごとに	8,392円 10,005円 21.36円	みなし契約事業者に適用します。 —— ——	
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条 (利用者料金の請求回収代行) の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの (4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに 1内訳項目ごとに	16.06円 16.49円	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	アイ(略) ア 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定	1平日昼間 1平日夜間 1平日深夜	(略) 10,960円 12,597円 14,471円	(略) —— ——	

第2 手続費  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区分			単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収手続費	別表2 (接続形態) 第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態であって、第3表において当社が利用者料金請求者となる場合、当社が利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 (4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合 (7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額 月額 1通信ごとに 1内訳項目ごとに 月額	18.74円 当社が請求する利用者料金額の0.11%に相当する額 当社が請求する利用者料金額の4.3%に相当する額 0.11円 19.38円 当社が請求する利用者料金額の0.11%に相当する額	特定中継事業者に適用します。 携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者にも適用します。 —— —— ——
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	アイ(略) ア 50音別電話帳に掲載する場合 イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに 1掲載あたり 1発行ごとに 1掲載あたり	(略) 70円 189円	(略) —— ——	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続に要する費用	アイ(略)	1件ごとに	228円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	アイ(略)	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条 (債権譲受) の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者の料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合 (4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金を内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額 月額	18.74円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.11%に相当する額 無線呼出し事業者に適用します。	
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合は手続に要する費用	アイ(略)	1照会ごとに 土日祝日 昼夜間 1件ごとに	8,330円 9,928円 23.70円	みなし契約事業者に適用します。 —— ——	
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条 (利用者料金の請求回収代行) の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの (4) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに 1内訳項目ごとに	11.42円 15.27円	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	アイ(略) ア 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定	1平日昼間 1平日夜間 1平日深夜	(略) 10,879円 12,500円 14,356円	(略) —— ——	

	する費用	定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	とに	土日祝日 昼夜間 13,066円 土日祝日 深夜 14,943円	
	ウ	第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4)以外の場合	1 平日昼間 11,979円 1 平日夜間 13,768円 1 平日深夜 15,817円 土日祝日 昼夜間 14,281円 土日祝日 深夜 16,333円	
			(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 平日昼間 8,529円 1 平日夜間 9,803円 1 平日深夜 11,261円 土日祝日 昼夜間 10,168円 土日祝日 深夜 11,629円	
	エ	第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回ごとに 9,841円	
(11)	端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回線ごとに 1,038円	
(12)	端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回線ごとに 653円	
(13)	(略)	(略)		(略)	(略)
(13)-2	DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査する費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1 回線ごとに 709円 1 回線ごとに 964円	申告事業者に適用します。
(13)-3	DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1 回線ごとに 715円	
(14)	優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用		1 変更ごとに 69円	
(15)	光回線設備線路条件調査費	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はハルス測定結果の調査に要する費用 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光回線端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (4) 加算額 伝送損失又はハルス測定結果の調査を行う場合	1 地点ごとの1調査ごとに 6,316円 1 地点ごとの1調査ごとに 727円 1 回線ごとの1調査ごとに 827円	
				1 区間ごとに 1,660円	
			(7) 基本額 ① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき ② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1 番号ごとの1成功検索ごとに 43円 1 番号ごとの1成功検索ごとに 4円 1 番号ごとの1成功検索ごとに 8円	
(16)～(20)	(略)	(略)		(略)	(略)
(21)	相互接続点に係る情報調査費	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,815円	

	する費用	する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	とに	土日祝日 昼夜間 12,965円 土日祝日 深夜 14,822円	
	ウ	第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4)以外の場合	1 平日昼間 11,890円 1 平日夜間 13,662円 1 平日深夜 15,692円 土日祝日 昼夜間 14,171円 土日祝日 深夜 16,200円	
			(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 平日昼間 8,466円 1 平日夜間 9,727円 1 平日深夜 11,172円 土日祝日 昼夜間 10,090円 土日祝日 深夜 11,534円	
	エ	第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回ごとに 9,768円	
(11)	端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回線ごとに 1,030円	
(12)	端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用		1 回線ごとに 648円	
(13)	(略)	(略)		(略)	(略)
(13)-2	DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査する費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1 回線ごとに 703円 1 回線ごとに 956円	申告事業者に適用します。
(13)-3	DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1 回線ごとに 710円	
(14)	優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用		1 変更ごとに 81円	
(15)	光回線設備線路条件調査費	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はハルス測定結果の調査に要する費用 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光回線端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (4) 加算額 伝送損失又はハルス測定結果の調査を行う場合	1 地点ごとの1調査ごとに 6,269円 1 地点ごとの1調査ごとに 722円 1 回線ごとの1調査ごとに 821円	
				1 区間ごとに 1,648円	
			(7) 基本額 ① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき ② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1 番号ごとの1成功検索ごとに 230円 1 番号ごとの1成功検索ごとに 26円 1 番号ごとの1成功検索ごとに 49円	
(16)～(20)	(略)	(略)		(略)	(略)
(21)	相互接続点に係る情報調査費	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,750円	

	10条の2 (事前照会) 第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	839円		
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2 (事前照会) 第2項第9号又は第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,145円		
(23) 光信号端末回線に関する情報調査費 (第10条の2 (事前照会) 第2項第8号に限りません。)	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線 (既に設置された当社の光屋内配線を除きます。 ) に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,364円		
		(4) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,638円		
	イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ごとに	2,785円		
(24) 自前工事調整等作業費	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,414円		
		(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,191円		
		(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	22,926円		
		(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	19,252円		
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	8,890円	
		(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	8,175円	
				1通信用建物ごとの1件ごとに	6,807円	
			(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,670円	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	6,732円
		(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終了し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	3,108円	
エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用				1通信用建物ごとの1件ごとに	5,700円	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	32,958円		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	1,130円		
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	1,944円		
(26) ルーティング番号登録工事等受付手	当社が指定した電気通信回線設備を	イ 以外の場合	1件ごとに	30円		

	10条の2 (事前照会) 第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	る場合 イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	833円		
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2 (事前照会) 第2項第9号又は第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,129円		
(23) 光信号端末回線に関する情報調査費 (第10条の2 (事前照会) 第2項第8号に限りません。)	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線 (既に設置された当社の光屋内配線を除きます。 ) に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,332円		
		(4) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,545円		
	イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ごとに	2,764円		
(24) 自前工事調整等作業費	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,056円		
		(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	33,938円		
		(9) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	22,757円		
		(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	19,110円		
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	8,824円	
		(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	8,114円	
				1通信用建物ごとの1件ごとに	6,757円	
			(5) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,621円	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	6,683円
		(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終了し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合		1通信用建物ごとの1件ごとに	3,085円	
エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用				1通信用建物ごとの1件ごとに	5,658円	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	14,353円		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	1,285円		
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	1,920円		
(26) ルーティング番号登録工事等受付手	当社が指定した電気通信回線設備を	イ 以外の場合	1件ごとに	33円		

続費	通じたルーティング番号等登録工事等の申込みの受付に要する費用	ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	69円		
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供し、手続きに要する費用	アイ以外の場合 イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに 1 電気通信番号ごとの1件ごとに	662円 213円		
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	27,056円		
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1 電柱ごとに	715円		
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,162円		
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	10,444円		
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所へ到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	7,945円		
			平日夜間	14,383円		
			平日深夜	22,482円		
			土日祝日昼間	9,471円		
			土日祝日夜間	14,918円		
			土日祝日深夜	23,216円		
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用	月額	1,710,000円			
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,281円		
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,797円	
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,008円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
				(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,008円	
				(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,090円
		エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,730円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに			4,246円		
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の	1 区間ごとに	3,730円			

続費	通じたルーティング番号等登録工事等の申込みの受付に要する費用	ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	75円		
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供し、手続きに要する費用	アイ以外の場合 イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに 1 電気通信番号ごとの1件ごとに	659円 218円		
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	26,725円		
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1 電柱ごとに	710円		
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,154円		
		イ 現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	10,366円		
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所へ到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	7,886円		
			平日夜間	14,272円		
			平日深夜	22,304円		
			土日祝日昼間	9,398円		
			土日祝日夜間	14,804円		
			土日祝日深夜	23,027円		
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用	月額	1,689,000円			
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,265円		
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,777円	
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	1,993円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
				(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	1,993円	
				(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,067円
		エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	3,702円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用を支払います。
(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに			4,214円		
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の	1 区間ごとに	3,702円			

	に要する費用	組み合わせに係るもの					
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,246円			
カ(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額		1,664,460円			
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日 昼間	7,460円			
			土日 祝日 昼間	8,893円			

	に要する費用	組み合わせに係るもの					
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	4,214円			
カ(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額		1,644,367円			
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	平日 昼間	7,405円			
			土日 祝日 昼間	8,825円			

料金表

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.115

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.320
	発電設備	0.613
	電源設備及び蓄電池設備	0.881
	空気調整設備	1.503
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.025
自己資本利益率		0.0527

料金表

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.097

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.303
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.313
	発電設備	0.627
	電源設備及び蓄電池設備	0.899
	空気調整設備	1.492
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.016
自己資本利益率		0.0556



2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,939円	33,157円
	札幌南	1,165円	46,373円
	札幌1外	6,490円	66,977円
	新琴似	748円	31,301円
	篠路	558円	16,559円
	札幌東	718円	83,971円
	丘珠	773円	32,297円
	東苗穂	50円	27,834円
	札幌白石	1,023円	25,226円
	札幌北郷	356円	23,547円
	札幌豊平	1,172円	25,270円
	札幌月寒	1,524円	36,800円
	清田	542円	30,715円
	真駒内	1,515円	34,031円
	発寒	1,427円	19,492円
	厚別	561円	31,682円
	もみじ台	583円	41,856円
	手稲	556円	19,375円
	函館	337円	45,046円
	函館松蔭	746円	24,439円
	函館北	507円	14,674円
	栲楳	119円	13,677円
	函館千歳	571円	32,581円
	小樽2	298円	14,024円
	旭川	279円	26,359円
	旭川東光	309円	18,487円
	春光	333円	17,400円
	東鷹栖	182円	13,772円
	永山	230円	13,355円
	東旭川	195円	28,820円
	旭川市外	(略)	26,971円
	旭川神楽	249円	11,834円
	室蘭	203円	25,399円
	新室西	156円	59,856円
	釧路	322円	31,083円
	釧路島取	228円	16,634円
	釧路南	238円	26,274円
	釧路武佐	167円	16,100円
	釧路	293円	18,923円
	帯広稲田	318円	18,761円
	西帯広	273円	47,981円
	白糠浦り	308円	69,856円
	帯広東	269円	26,937円
	北海道北見	252円	12,675円
	苫見沢	163円	23,403円
	網走	(略)	14,390円
	留萌	90円	17,513円
	苫小牧	155円	17,922円
	苫小牧東	111円	34,201円
	苫小牧西	235円	20,102円
	勇払	62円	121,249円
	稚内	164円	23,554円
	稚内南	138円	22,957円
	美唄	75円	15,364円
	芦別	106円	21,579円
	江別	373円	16,092円
	札幌大麻	183円	34,772円
	紋別	85円	25,511円
	士別	99円	18,575円
	名寄	162円	24,025円
	根室	150円	23,096円
	千歳	312円	27,878円
	泉沢	231円	100,535円
	滝川	(略)	16,494円
	砂川	121円	25,321円
	石狩深川	75円	19,887円
	富良野	188円	29,661円
	恵庭	248円	30,134円
	島松	261円	31,900円
	北海道伊達	372円	20,071円
	石狩広島	278円	10,024円
	輪厚	854円	14,779円
	石狩	26円	133,642円
	当別	83円	18,716円
	倶知安	354円	23,835円
	岩内	88円	20,243円
	余市	134円	31,887円
	北海道栗山	128円	15,496円
	門別富川	79円	18,187円
	静内	89円	24,545円
	浦河	139円	19,746円
	木野	314円	19,219円
	士幌	44円	22,121円
	鹿追	41円	28,195円
	新得	93円	25,590円
	大樹	72円	21,186円
	本別	191円	17,373円
	足寄	103円	15,779円
	釧路白糠	80円	29,616円
	中標津	93円	26,929円
	根室標津	53円	28,617円
	札幌石山	580円	16,085円
	川谷	600円	17,272円
	東相の内	140円	22,353円
	遠軽	170円	13,882円
	幕別	107円	31,165円
	南幌	103円	23,735円
	羅臼	122円	20,233円
	峠田	131円	13,484円
	鏡岡	270円	48,648円
	美幌	155円	18,465円
	苫見沢幌向	8円	23,504円
	湯の川	338円	24,030円
	神楽岡	310円	13,746円
	本輪西	284円	13,784円
	白鳥台	175円	40,471円
	七重浜	372円	17,841円
	上磯	282円	40,263円
	函館大野	231円	21,976円
	森	143円	20,632円
	北海道八雲	235円	21,108円
	苫小牧萩野	71円	14,836円
	知内	287円	28,907円

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,047円	28,746円
	札幌南	1,199円	32,670円
	札幌1外	8,276円	66,110円
	新琴似	832円	24,765円
	篠路	621円	65,055円
	札幌東	823円	91,205円
	丘珠	832円	21,347円
	東苗穂	45円	26,937円
	札幌白石	1,170円	25,123円
	札幌北郷	364円	18,198円
	札幌豊平	1,245円	29,371円
	札幌月寒	1,627円	29,783円
	清田	517円	29,249円
	真駒内	1,611円	28,669円
	発寒	1,616円	15,034円
	厚別	636円	24,809円
	もみじ台	553円	23,487円
	手稲	561円	14,443円
	函館	336円	41,759円
	函館松蔭	740円	22,775円
	函館北	496円	15,644円
	栲楳	113円	13,597円
	函館千歳	570円	29,879円
	小樽2	347円	12,583円
	旭川	278円	23,452円
	旭川東光	307円	18,536円
	春光	331円	12,039円
	東鷹栖	164円	11,949円
	永山	229円	11,991円
	東旭川	213円	25,848円
	旭川市外	(略)	22,089円
	旭川神楽	248円	26,363円
	室蘭	201円	34,173円
	新室西	142円	57,477円
	釧路	310円	27,842円
	釧路島取	225円	25,121円
	釧路南	231円	24,584円
	釧路武佐	151円	13,818円
	釧路	290円	16,168円
	帯広稲田	309円	16,385円
	西帯広	243円	25,966円
	白糠浦り	314円	65,075円
	帯広東	268円	25,066円
	北海道北見	245円	11,611円
	苫見沢	156円	23,109円
	網走	(略)	12,610円
	留萌	51円	15,548円
	苫小牧	145円	10,857円
	苫小牧東	111円	32,743円
	苫小牧西	234円	22,499円
	勇払	63円	63,777円
	稚内	157円	21,659円
	稚内南	137円	20,543円
	美唄	43円	14,620円
	芦別	76円	14,598円
	江別	357円	11,762円
	札幌大麻	209円	26,934円
	紋別	83円	16,582円
	士別	98円	14,258円
	名寄	158円	16,270円
	根室	148円	22,334円
	千歳	295円	22,711円
	泉沢	189円	95,614円
	滝川	(略)	53,970円
	砂川	111円	23,658円
	石狩深川	51円	16,477円
	富良野	187円	23,053円
	恵庭	252円	30,296円
	島松	210円	26,547円
	北海道伊達	369円	16,542円
	石狩広島	276円	8,550円
	輪厚	880円	20,576円
	石狩	16円	134,979円
	当別	75円	14,455円
	倶知安	428円	21,745円
	岩内	54円	15,760円
	余市	113円	23,245円
	北海道栗山	114円	50,300円
	門別富川	58円	16,291円
	静内	77円	19,163円
	浦河	131円	15,999円
	木野	308円	31,537円
	士幌	42円	19,253円
	鹿追	33円	25,299円
	新得	90円	26,536円
	大樹	70円	21,971円
	本別	163円	15,426円
	足寄	101円	13,687円
	釧路白糠	137円	26,510円
	中標津	90円	44,983円
	根室標津	46円	25,255円
	札幌石山	521円	14,040円
	川谷	656円	21,888円
	東相の内	123円	68,211円
	遠軽	165円	12,091円
	幕別	109円	27,700円
	南幌	81円	20,821円
	羅臼	96円	17,798円
	峠田	125円	12,442円
	鏡岡	252円	41,760円
	美幌	150円	12,997円
	苫見沢幌向	5円	20,386円
	湯の川	324円	20,090円
	神楽岡	308円	11,294円
	本輪西	271円	12,206円
	白鳥台	152円	37,170円
	七重浜	367円	16,295円
	上磯	281円	38,341円
	函館大野	244円	35,368円
	森	117円	44,717円
	北海道八雲	226円	18,190円
	苫小牧萩野	65円	13,837円
	知内	267円	32,219円

長万部	86円	20,380円
旭川東川	297円	38,332円
音更	(略)	41,727円
蘭越	132円	24,385円
鷹栖	143円	18,704円
桜ヶ岡	121円	22,004円
木古内	183円	14,754円
今金	144円	41,918円
白老	129円	17,191円
赤平	74円	19,977円
東神楽	94円	22,277円
美瑛	159円	51,774円
奈井江	82円	18,983円
上富良野	117円	21,476円
十勝池田	114円	24,428円
大栗毛	94円	26,284円
浦幌	66円	36,719円
西の里	952円	11,769円
石狩高岡	2円	21,401円
江差	203円	23,443円
旭岡	96円	23,417円
鎌倉	52円	68,305円
羽幌	82円	14,884円
厚岸	91円	29,172円
北海道松前	681円	15,731円
鶴川	101円	18,317円
十勝清水	87円	29,744円
歌志内	28円	136,773円
花咲	165円	15,481円
松前福島	98円	17,340円
上の国	210円	45,796円
北檜山	142円	37,644円
古平	55円	57,443円
上砂川	64円	29,653円
上川	35円	14,740円
中富良野	109円	30,153円
増毛	76円	32,111円
早来	91円	24,253円
新冠	284円	25,709円
庶路	70円	22,946円
稀府	124円	26,246円
茂辺地	181円	29,609円
上士幌	151円	18,125円
定山溪	83円	13,972円
ニセコ	182円	28,169円
音別	112円	27,075円
空知太	94円	25,345円
喜茂別	126円	57,656円
京極	244円	36,007円
比布	162円	38,150円
伊達豊浦	350円	15,468円
絵鞆	78円	23,621円
登別	185円	23,554円
遠矢	96円	16,627円
女満別	192円	18,370円
熊石	171円	8,961円
瀬棚	146円	30,662円
中湧別	104円	10,986円
興部	37円	18,252円
えりも	281円	21,455円
西神楽	101円	23,692円
山部	87円	32,616円
大沼	198円	35,320円
江差乙部	262円	20,802円
久遠	97円	35,823円
仁木	303円	19,674円
妹背牛	180円	55,874円
深川沼田	206円	35,566円
幾重	79円	34,642円
遠別	169円	34,281円
津別	172円	15,005円
小清水	175円	28,377円
訓子府	178円	18,974円
佐呂間	155円	30,913円
常呂	164円	14,364円
薄上	51円	10,766円
雄武	51円	25,932円
早来温分	216円	13,140円
平取	88円	17,151円
厚賀	148円	25,878円
あいの里	174円	104,561円
弟子屈	70円	24,577円
茶志内	19円	62,036円
白高町	83円	34,987円
稚内豊富	236円	25,543円
稚内豊富	108円	14,385円
留辺恋	389円	28,949円
朝里	226円	23,636円
銭函	109円	13,871円
オタモイ	(略)	16,046円
岩見沢三笠	27円	109,017円
江部乙	26円	22,193円
音江	238円	37,170円
威別	108円	31,691円
登別東	316円	26,709円
七飯	157円	9,975円
南茅部	128円	24,767円
由仁	129円	23,640円
栗山長沼	108円	23,352円
新十津川	222円	40,310円
当麻	28円	15,701円
美深	188円	20,413円
北見枝幸	395円	24,232円
端野	47円	26,571円
虎杖浜	208円	25,313円
芽室	(略)	17,824円
札内	127円	25,251円
阿寒	136円	92,868円
岩内前田	37円	68,001円
卯原内	50円	59,503円
登別温泉	112円	19,857円
夕張	5円	17,106円
花咲	15円	50,368円
有珠	70円	23,973円
栗沢	85円	25,627円
風連	75円	22,184円
広尾	74円	11,954円
霧多布	145円	34,310円
蘭島	66円	31,559円

長万部	81円	14,545円
旭川東川	295円	34,367円
音更	(略)	38,491円
蘭越	122円	21,301円
鷹栖	133円	64,600円
桜ヶ岡	127円	14,780円
木古内	118円	19,893円
今金	142円	31,455円
白老	118円	15,065円
赤平	49円	16,863円
東神楽	83円	19,694円
美瑛	131円	49,584円
奈井江	76円	17,548円
上富良野	103円	18,508円
十勝池田	102円	22,920円
大栗毛	79円	24,073円
浦幌	57円	79,233円
西の里	941円	9,348円
石狩高岡	1円	18,224円
江差	188円	21,539円
旭岡	81円	20,390円
鎌倉	48円	63,980円
羽幌	53円	12,986円
厚岸	90円	26,906円
北海道松前	408円	21,610円
鶴川	90円	16,038円
十勝清水	84円	32,585円
歌志内	21円	132,366円
花咲	169円	14,242円
松前福島	94円	11,232円
上の国	151円	41,737円
北檜山	141円	34,143円
古平	46円	47,008円
上砂川	41円	25,601円
上川	34円	10,711円
中富良野	101円	26,742円
増毛	72円	26,155円
早来	81円	22,260円
新冠	218円	23,046円
庶路	68円	19,715円
稀府	108円	23,205円
茂辺地	173円	26,398円
上士幌	96円	16,339円
定山溪	98円	22,325円
ニセコ	195円	24,868円
音別	84円	22,977円
空知太	97円	22,463円
喜茂別	79円	53,644円
京極	162円	31,949円
比布	117円	34,965円
伊達豊浦	174円	13,678円
絵鞆	58円	21,113円
登別	184円	21,185円
遠矢	87円	14,389円
女満別	188円	15,976円
熊石	114円	8,797円
瀬棚	137円	27,503円
中湧別	90円	9,107円
興部	36円	16,183円
えりも	236円	16,995円
西神楽	80円	20,696円
山部	71円	29,242円
大沼	155円	32,081円
江差乙部	209円	18,409円
久遠	84円	32,299円
仁木	248円	35,600円
妹背牛	107円	52,059円
深川沼田	114円	31,742円
幾重	25円	31,357円
遠別	118円	31,572円
津別	127円	12,749円
小清水	131円	24,957円
訓子府	153円	17,938円
佐呂間	128円	27,468円
常呂	146円	13,904円
薄上	41円	11,261円
雄武	49円	22,512円
早来温分	167円	11,307円
平取	70円	14,344円
厚賀	126円	22,919円
あいの里	160円	102,046円
弟子屈	67円	21,681円
茶志内	8円	55,640円
白高町	65円	30,428円
稚内豊富	188円	22,873円
稚内豊富	87円	9,957円
留辺恋	416円	31,013円
朝里	202円	21,667円
銭函	95円	11,691円
オタモイ	(略)	41,356円
岩見沢三笠	26円	76,284円
江部乙	13円	19,727円
音江	229円	36,063円
威別	104円	27,947円
登別東	273円	25,774円
七飯	136円	9,457円
南茅部	102円	22,103円
由仁	114円	22,069円
栗山長沼	96円	20,865円
新十津川	188円	24,778円
当麻	16円	13,890円
美深	162円	17,244円
北見枝幸	339円	21,577円
端野	41円	24,423円
虎杖浜	202円	59,981円
芽室	(略)	15,506円
札内	121円	22,165円
阿寒	110円	84,604円
岩内前田	7円	60,581円
卯原内	39円	53,056円
登別温泉	105円	17,500円
夕張	2円	12,265円
花咲	9円	94,901円
有珠	44円	21,541円
栗沢	83円	23,383円
風連	74円	20,138円
広尾	63円	9,589円
霧多布	101円	30,144円
蘭島	61円	27,963円

	月形	82円	138,787円
	斜里	126円	33,477円
	別海	212円	25,972円
	和寒	143円	19,143円
	香深	163円	43,800円
	船泊	82円	54,854円
	清水沢	37円	30,856円
	浜頓別	55円	13,208円
青森県	更別	204円	80,915円
	松森	509円	42,814円
	沖館	547円	24,248円
	青森荒川	401円	14,126円
	野内	261円	28,871円
	青森新城	115円	54,801円
	四ツ右	196円	32,990円
	東野内	114円	27,149円
	弘前	318円	20,932円
	弘前南	484円	18,303円
	弘前城東	159円	20,673円
	青森八戸	(略)	29,665円
	八戸音館	533円	12,880円
	八戸港	217円	17,111円
	是川	230円	12,714円
	新尻内	315円	29,385円
	八戸NW3棟	489円	31,223円
	黒石	186円	30,182円
	五所川原	262円	28,344円
	十和田	181円	20,615円
	八戸三沢	376円	15,298円
	むつ	115円	36,117円
	青森大湊	(略)	9,274円
	青森小湊	94円	32,397円
	蟹田	86円	25,260円
	鯉ヶ沢	141円	37,675円
	浪岡	(略)	12,208円
	野辺地	99円	24,612円
	七戸	110円	26,540円
	六ヶ所	68円	61,194円
	三戸	168円	28,234円
	八戸階上	117円	15,858円
	八戸大館	1,208円	47,829円
	百石	187円	23,328円
	八戸下田	113円	23,317円
	青森大畑	(略)	44,788円
	木造	112円	11,737円
	大浦	148円	35,716円
	弘前藤崎	113円	20,080円
	大鱧	(略)	16,883円
	板柳	122円	18,938円
	金木	268円	11,305円
	六戸	105円	38,185円
	上北	109円	28,526円
	五戸	82円	11,367円
	今別	165円	71,733円
	陸奥常盤	185円	31,391円
	上市川	27円	21,351円
	陸奥横浜	101円	21,750円
	深浦	153円	30,371円
	弘前森田	56円	22,134円
	田舎館	49円	41,827円
	乙供	66円	47,792円
	天間林	39円	26,881円
	田子	251円	25,417円
	福地	247円	22,569円
	北金ヶ沢	149円	25,098円
	弘前新和	45円	18,941円
	高杉	55円	46,840円
	奥内	84円	12,528円
	新平賀	234円	72,406円
	八戸南郷	206円	17,504円
	長橋	(略)	41,212円
	四和	23円	30,057円
	陸奥藤田	74円	45,806円
	弘前柏	173円	21,765円
	重力	74円	47,332円
	小阿弥	27円	26,322円
	弘前中里	120円	23,155円
	市浦	74円	19,893円
	青森白糠	126円	48,403円
	上名久井	208円	20,235円
	諏訪平	285円	18,595円
	倉石	62円	20,955円
	青森新郷	87円	18,177円
	尾上	95円	27,529円
	小泊	242円	38,857円
	青森大間	166円	25,485円
	近川駅前	33円	21,012円
	千歳平	38円	19,747円
	弘前石川	246円	14,803円
	弘前鶴田	118円	17,354円
	弘前梅沢	26円	40,423円
	稲垣	69円	43,221円
	名川	177円	21,012円
	青森	385円	47,171円
	浅虫	205円	34,354円
	温湯	64円	19,773円
	浜三沢	49円	14,064円
	織笠	43円	21,730円
	国吉	107円	24,495円
	弘前相馬	181円	43,665円
	百屋	45円	30,989円
	陸奥川内	204円	25,642円
	佐井	96円	27,253円
	石持	61円	29,137円
岩手県	盛岡2	777円	35,778円
	盛岡仙北	804円	18,752円
	盛岡上田	488円	28,111円
	青山第二	402円	34,040円
	盛岡飯岡	611円	19,254円
	宮古2	375円	30,344円
	大船渡	235円	52,118円
	岩手水沢	227円	27,003円
	花巻	210円	24,846円
	新宮野目	319円	31,329円
	北上	237円	20,059円
	相去	263円	30,424円
	久慈	248円	26,116円
	遠野	195円	24,911円
	一関	294円	19,350円

	月形	56円	102,736円
	斜里	123円	29,347円
	別海	210円	22,783円
	和寒	127円	61,972円
	香深	141円	33,913円
	船泊	60円	61,799円
	清水沢	19円	27,751円
	浜頓別	47円	11,723円
青森県	更別	180円	73,508円
	松森	494円	37,769円
	沖館	542円	23,130円
	青森荒川	373円	12,276円
	野内	254円	28,189円
	青森新城	114円	52,173円
	四ツ右	183円	33,768円
	東野内	109円	24,538円
	弘前	321円	17,409円
	弘前南	478円	16,797円
	弘前城東	152円	18,738円
	青森八戸	(略)	28,101円
	八戸音館	532円	13,415円
	八戸港	233円	15,448円
	是川	227円	11,975円
	新尻内	239円	26,454円
	八戸NW3棟	481円	30,996円
	黒石	176円	21,501円
	五所川原	264円	21,280円
	十和田	176円	22,138円
	八戸三沢	370円	12,768円
	むつ	114円	33,403円
	青森大湊	(略)	8,816円
	青森小湊	86円	23,819円
	蟹田	80円	21,641円
	鯉ヶ沢	128円	33,575円
	浪岡	(略)	11,365円
	野辺地	96円	18,299円
	七戸	106円	25,736円
	六ヶ所	59円	54,114円
	三戸	159円	27,167円
	八戸階上	109円	14,050円
	八戸大館	1,193円	44,918円
	百石	180円	17,748円
	八戸下田	108円	20,952円
	青森大畑	(略)	40,960円
	木造	110円	11,534円
	大浦	153円	32,884円
	弘前藤崎	110円	18,054円
	大鱧	(略)	16,519円
	板柳	116円	17,869円
	金木	240円	11,232円
	六戸	95円	35,813円
	上北	102円	26,051円
	五戸	78円	10,717円
	今別	59円	39,672円
	陸奥常盤	175円	29,263円
	上市川	23円	20,324円
	陸奥横浜	91円	18,605円
	深浦	125円	23,454円
	弘前森田	58円	20,561円
	田舎館	41円	35,604円
	乙供	59円	41,362円
	天間林	34円	20,861円
	田子	227円	19,612円
	福地	228円	17,518円
	北金ヶ沢	112円	21,937円
	弘前新和	44円	16,633円
	高杉	52円	43,074円
	奥内	78円	11,446円
	新平賀	235円	67,622円
	八戸南郷	195円	16,778円
	長橋	(略)	38,057円
	四和	15円	27,012円
	陸奥藤田	66円	38,674円
	弘前柏	168円	18,768円
	重力	66円	40,494円
	小阿弥	21円	23,604円
	弘前中里	99円	20,902円
	市浦	67円	17,246円
	青森白糠	103円	44,439円
	上名久井	196円	19,861円
	諏訪平	249円	17,308円
	倉石	54円	20,128円
	青森新郷	69円	17,485円
	尾上	38円	25,186円
	小泊	217円	35,622円
	青森大間	108円	24,076円
	近川駅前	30円	20,077円
	千歳平	28円	17,528円
	弘前石川	224円	12,841円
	弘前鶴田	160円	14,745円
	弘前梅沢	31円	37,442円
	稲垣	58円	39,266円
	名川	169円	18,580円
	青森	384円	44,751円
	浅虫	185円	31,489円
	温湯	57円	19,005円
	浜三沢	78円	13,419円
	織笠	38円	21,032円
	国吉	94円	27,716円
	弘前相馬	171円	40,174円
	百屋	32円	24,549円
	陸奥川内	166円	23,101円
	佐井	85円	19,867円
	石持	50円	26,443円
岩手県	盛岡2	829円	33,038円
	盛岡仙北	1,537円	17,586円
	盛岡上田	484円	23,446円
	青山第二	359円	27,932円
	盛岡飯岡	735円	17,748円
	宮古2	366円	27,486円
	大船渡	329円	48,043円
	岩手水沢	217円	22,050円
	花巻	177円	22,630円
	新宮野目	274円	27,165円
	北上	219円	17,215円
	相去	259円	26,538円
	久慈	234円	23,780円
	遠野	186円	21,313円
	一関	282円	25,462円

陸前高田	57円	146.61円
釜石	343円	39.556円
釜石上中島	470円	20.462円
江刺	159円	24.485円
二戸	177円	20.161円
新西根	133円	25.577円
千厩	261円	41.436円
宮古大野	231円	39.879円
盛岡太田	228円	19.021円
滝沢	248円	22.795円
藤根	165円	12.475円
赤坂	662円	25.412円
紫波	385円	37.026円
矢巾	622円	31.055円
広瀬	42円	18.930円
盛岡乙部	209円	22.508円
江釣子	161円	28.205円
雫石	187円	23.612円
岩手	182円	18.127円
石鳥谷	172円	14.546円
水沢西根	220円	18.093円
新平泉	252円	75.602円
岩泉	262円	16.040円
小島谷	216円	41.231円
指波	279円	16.166円
岩手川崎	67円	35.977円
水沢東山	143円	56.381円
津軽石	117円	103.518円
萩荘	347円	16.552円
花巻温泉	171円	15.733円
鶴住居	154円	195.030円
種市	380円	28.698円
釜石広田	378円	41.973円
金田一	218円	25.594円
法民	203円	27.777円
好摩	407円	27.967円
水沢小山	147円	35.119円
胆沢	129円	24.671円
軽米	511円	28.826円
豊間根	476円	38.203円
伴田	283円	20.161円
細浦	188円	81.827円
田老	23円	136.358円
岩手上郷	216円	10.792円
釜石平田	284円	26.831円
六原	62円	21.977円
三陸	59円	144.663円
綾里	167円	45.840円
宮古小川	94円	24.785円
菅代	331円	29.297円
宮古八木	235円	13.121円
湯口	86円	38.693円
和賀	144円	40.050円
滝沢駅前	200円	34.055円
大槌	(略)	118.858円
二戸	226円	26.947円
伊手	51円	32.678円
上平沢	144円	20.108円
盛岡東和	124円	32.518円
九戸	182円	14.178円
唐丹	338円	49.465円
小本	111円	42.943円
姉体	161円	20.419円
二子	(略)	44.238円
水沢飯豊	90円	37.209円
盛岡西山	50円	42.716円
葛巻	222円	91.155円
平館	135円	31.072円
東八幡平	136円	21.987円
大迫	242円	25.152円
金ヶ崎	215円	34.380円
前沢	294円	36.260円
衣川	193円	19.384円
花泉	475円	23.432円
宮守	345円	28.011円
安代	220円	41.933円
田山	133円	24.938円
湯田	95円	21.275円
釜根	76円	24.794円
宮古新里	163円	24.011円
洗法寺	275円	25.633円
岩手大東	208円	91.703円
水沢藤沢	274円	19.892円
田野畑	181円	41.606円
宮古川井	60円	30.542円
宮城県	5.439円	54.005円
仙台青葉通	813円	32.371円
仙台商町	528円	29.397円
台原	731円	45.898円
粟子	487円	108.573円
岩切	1.220円	28.641円
仙台高砂	532円	92.267円
観ヶ谷	258円	33.646円
苦竹料金	1.036円	40.310円
榴ヶ岡	1.542円	11.066円
南小泉	1.173円	74.557円
荒井	609円	15.514円
仙台中田	470円	13.659円
西多賀	867円	32.106円
仙台泉	428円	45.143円
野村	67円	42.713円
泉ヶ岳	127円	27.912円
門脇	238円	26.221円
塩釜	315円	23.327円
古川	93円	24.452円
気仙沼	112円	23.511円
仙南白石	586円	40.083円
名取	654円	20.634円
岩沼桜	197円	26.562円
仙南	208円	33.195円
村田	291円	54.445円
仙南船岡	714円	47.592円
利府	346円	35.268円
富谷	164円	60.871円
明石交換所	152円	22.898円
築館源光	120円	52.514円
追	163円	26.620円
宮城河北	538円	48.084円
矢本	2.992円	23.472円
八木山		

陸前高田	1円	140.231円
釜石	256円	37.066円
釜石上中島	534円	19.826円
江刺	151円	21.986円
二戸	174円	16.260円
新西根	130円	23.120円
千厩	201円	30.338円
宮古大野	205円	38.012円
盛岡太田	223円	16.859円
滝沢	245円	20.366円
藤根	166円	10.708円
赤坂	654円	36.762円
紫波	374円	31.758円
矢巾	670円	29.307円
広瀬	39円	15.099円
盛岡乙部	207円	21.553円
江釣子	156円	25.614円
雫石	182円	20.619円
岩手	153円	15.967円
石鳥谷	164円	25.962円
水沢西根	216円	15.935円
新平泉	238円	68.532円
岩泉	251円	14.135円
小島谷	191円	39.193円
指波	270円	26.214円
岩手川崎	58円	32.712円
水沢東山	135円	53.277円
津軽石	171円	85.895円
萩荘	333円	16.103円
花巻温泉	161円	15.037円
鶴住居	153円	173.465円
種市	350円	26.498円
釜石広田	196円	39.830円
金田一	198円	24.631円
法民	202円	25.664円
好摩	388円	51.820円
水沢小山	108円	33.514円
胆沢	121円	23.376円
軽米	381円	27.356円
豊間根	493円	36.691円
伴田	282円	19.008円
細浦	194円	68.362円
田老	4円	129.091円
岩手上郷	195円	10.660円
釜石平田	348円	24.147円
六原	54円	20.895円
三陸	44円	136.935円
綾里	145円	43.730円
宮古小川	76円	22.082円
菅代	310円	28.406円
宮古八木	211円	12.781円
湯口	80円	35.396円
和賀	140円	36.733円
滝沢駅前	179円	29.419円
大槌	(略)	113.067円
二戸	70円	30.611円
伊手	40円	29.371円
上平沢	133円	19.220円
盛岡東和	115円	31.048円
九戸	159円	13.311円
唐丹	358円	46.154円
小本	98円	41.258円
姉体	160円	18.030円
二子	(略)	41.927円
水沢飯豊	89円	34.147円
盛岡西山	45円	38.458円
葛巻	149円	75.705円
平館	119円	27.803円
東八幡平	128円	19.397円
大迫	218円	22.986円
金ヶ崎	210円	29.092円
前沢	296円	33.990円
衣川	148円	18.314円
花泉	401円	35.109円
宮守	327円	57.990円
安代	230円	38.684円
田山	78円	21.916円
湯田	77円	29.591円
釜根	64円	23.852円
宮古新里	136円	22.533円
洗法寺	218円	23.241円
岩手大東	188円	88.427円
水沢藤沢	256円	18.873円
田野畑	166円	40.020円
宮古川井	61円	27.996円
宮城県	6.154円	67.874円
仙台青葉通	1.298円	26.020円
仙台商町	609円	26.328円
台原	778円	41.342円
粟子	500円	103.099円
岩切	1.249円	26.066円
仙台高砂	557円	60.752円
観ヶ谷	389円	31.568円
苦竹料金	1.058円	52.810円
榴ヶ岡	1.636円	7.963円
南小泉	1.449円	47.732円
荒井	726円	13.823円
仙台中田	544円	12.592円
西多賀	904円	28.021円
仙台泉	473円	28.586円
野村	61円	39.065円
泉ヶ岳	225円	25.702円
門脇	226円	24.957円
塩釜	320円	23.662円
古川	86円	19.384円
気仙沼	107円	20.403円
仙南白石	634円	24.208円
名取	676円	17.155円
岩沼桜	211円	34.437円
仙南	193円	29.304円
村田	331円	50.191円
仙南船岡	780円	42.425円
利府	380円	33.303円
富谷	151円	51.364円
明石交換所	115円	21.195円
築館源光	140円	50.439円
追	168円	25.756円
宮城河北	526円	37.499円
矢本	3.007円	17.884円
八木山		

多賀城	780円	35,713円
仙台松島	160円	15,331円
七ヶ浜	262円	110,484円
栗駒	157円	10,546円
折立	361円	19,186円
三本木	215円	34,021円
仙台中山	1,022円	15,072円
大衡	140円	19,262円
中新田	235円	31,344円
亘理	387円	46,815円
石越	119円	14,554円
歌津	406円	182,171円
角田	(略)	89,055円
鹿島台	217円	15,971円
生田	188円	22,130円
仙台今泉	535円	24,041円
仙南槻木	418円	25,545円
第2高館	227円	69,150円
古川中田	258円	19,638円
古川南郷	172円	29,767円
若柳	127円	36,517円
渡波	294円	56,429円
西古川	178円	46,863円
石巻階上	299円	21,986円
丸森	404円	519,157円
丸森	181円	34,623円
坂元	138円	24,107円
山下	138円	21,370円
大郷	116円	12,600円
古川小野田	176円	37,978円
古川松山	353円	56,393円
岩出山	163円	14,936円
蒲谷	201円	31,263円
寛岳	108円	70,364円
田尻	401円	11,028円
小牛田	117円	19,651円
北浦駅前	105円	99,496円
寺崎	220円	11,338円
安川	52円	137,420円
志津川	89円	130,687円
本吉	458円	20,937円
唐桑	125円	150,828円
荒谷	143円	47,471円
芋沢	71円	37,629円
円田	90円	35,161円
色麻	124円	113,364円
古川鳴子	156円	25,881円
一迫	273円	73,379円
登米	186円	44,208円
古川南方	203円	57,278円
広瀬	230円	15,368円
野蒜	796円	417,322円
遠刈田	115円	12,995円
高清水	362円	12,335円
金成	120円	28,342円
仙南北郷	106円	26,868円
古川宮崎	154円	45,129円
瀬峰	303円	41,725円
鶯沢	52円	46,332円
米谷	95円	36,271円
宮城河南	374円	11,255円
鳴瀬	175円	31,184円
作並	143円	42,888円
仙南川崎	146円	23,806円
仙南大内	112円	26,460円
牡鹿	(略)	135,982円
石巻津山	91円	97,722円
古川新田	128円	19,683円
古川米山	173円	14,073円
石巻雄勝	47円	143,543円
石巻大島	237円	17,175円
新撰秋田	275円	34,336円
秋田大町	243円	23,413円
土崎	199円	27,957円
秋田仁井田	321円	19,389円
能代	100円	14,603円
東能代	127円	21,844円
横手	150円	33,224円
秋田大館	121円	19,611円
十二所	45円	16,667円
秋田本荘	179円	29,863円
男鹿	68円	18,945円
秋田湯沢	106円	18,341円
大曲	90円	27,134円
鹿角	132円	13,955円
大館鷹巣	115円	19,148円
五城目	103円	43,592円
秋田遠分	194円	34,734円
天王	238円	15,413円
秋田大湯	331円	30,222円
仁賀保	103円	15,294円
象潟	236円	13,408円
横手神岡	78円	20,847円
角館	160円	24,917円
西馬音内	252円	12,991円
東成瀬	7円	25,966円
外旭川	184円	16,682円
釈迦内	71円	18,315円
太平	71円	24,810円
下浜	62円	21,908円
角間川	89円	35,072円
内小友	65円	38,139円
比内	178円	11,074円
合川	23円	26,668円
八郎潟	174円	20,802円
横手六郷	117円	13,544円
森岳	253円	24,468円
由利	103円	19,627円
稲川	219円	21,867円
横手雄勝	263円	20,801円
八竜	145円	10,920円
琴丘	120円	10,945円
刈和野	107円	27,130円
中仙	149円	20,300円
小坂	124円	17,441円
東由利	120円	14,127円
秋田太田	141円	23,825円
千畑	120円	21,279円
秋田井川	225円	25,547円

秋田県

多賀城	713円	31,782円
仙台松島	157円	13,728円
七ヶ浜	270円	105,093円
栗駒	148円	9,901円
折立	355円	30,994円
三本木	208円	30,329円
仙台中山	1,282円	13,504円
大衡	133円	17,280円
中新田	226円	27,622円
亘理	381円	34,710円
石越	106円	13,623円
歌津	171円	172,863円
角田	(略)	58,409円
鹿島台	210円	15,175円
生田	187円	20,655円
仙台今泉	590円	22,464円
仙南槻木	445円	24,271円
第2高館	251円	65,198円
古川中田	271円	18,319円
古川南郷	175円	27,144円
若柳	123円	34,642円
渡波	83円	53,752円
西古川	165円	43,776円
石巻階上	289円	20,715円
丸森	254円	237,717円
丸森	175円	30,829円
坂元	139円	22,560円
山下	133円	19,216円
大郷	111円	11,761円
古川小野田	162円	36,293円
古川松山	311円	53,900円
岩出山	154円	13,881円
蒲谷	200円	26,409円
寛岳	102円	43,258円
田尻	386円	10,319円
小牛田	105円	17,670円
北浦駅前	115円	55,264円
寺崎	207円	11,045円
安川	24円	130,636円
志津川	66円	124,100円
本吉	414円	19,390円
唐桑	63円	142,988円
荒谷	130円	45,584円
芋沢	65円	33,721円
円田	87円	28,276円
色麻	120円	62,205円
古川鳴子	144円	24,705円
一迫	251円	41,452円
登米	179円	42,066円
古川南方	186円	53,814円
広瀬	273円	14,717円
野蒜	778円	204,928円
遠刈田	111円	13,033円
高清水	349円	11,290円
金成	113円	26,161円
仙南北郷	104円	25,179円
古川宮崎	141円	43,038円
瀬峰	266円	39,738円
鶯沢	47円	44,434円
米谷	81円	33,640円
宮城河南	356円	10,213円
鳴瀬	167円	28,642円
作並	145円	39,885円
仙南川崎	132円	22,037円
仙南大内	97円	25,053円
牡鹿	(略)	129,206円
石巻津山	78円	58,272円
古川新田	117円	18,391円
古川米山	150円	12,936円
石巻雄勝	12円	136,615円
石巻大島	232円	16,272円
新撰秋田	277円	29,912円
秋田大町	237円	29,236円
土崎	191円	26,713円
秋田仁井田	314円	17,600円
能代	94円	20,963円
東能代	118円	21,241円
横手	151円	30,082円
秋田大館	114円	15,588円
十二所	41円	15,297円
秋田本荘	182円	27,137円
男鹿	71円	15,622円
秋田湯沢	55円	25,034円
大曲	81円	38,041円
鹿角	130円	13,407円
大館鷹巣	107円	18,745円
五城目	92円	40,954円
秋田遠分	197円	23,744円
天王	209円	14,759円
秋田大湯	327円	27,040円
仁賀保	98円	14,480円
象潟	215円	12,425円
横手神岡	75円	19,669円
角館	159円	26,574円
西馬音内	222円	11,394円
東成瀬	64円	24,593円
外旭川	169円	14,757円
釈迦内	54円	16,064円
太平	63円	21,995円
下浜	49円	20,548円
角間川	72円	31,255円
内小友	45円	34,744円
比内	110円	11,332円
合川	18円	25,851円
八郎潟	157円	19,568円
横手六郷	100円	11,602円
森岳	181円	21,397円
由利	89円	18,130円
稲川	193円	19,601円
横手雄勝	223円	19,577円
八竜	100円	15,075円
琴丘	90円	10,513円
刈和野	101円	24,024円
中仙	126円	19,572円
小坂	110円	15,422円
東由利	104円	13,312円
秋田太田	137円	20,997円
千畑	109円	18,729円
秋田井川	204円	24,699円

秋田県

飯田川	135円	11,423円
若美	99円	18,352円
二ツ井	157円	19,560円
花岡	(略)	17,594円
雄和	137円	25,539円
上小阿仁	132円	20,689円
八森	109円	22,372円
沢目	84円	27,275円
田沢湖	120円	23,363円
米内沢	118円	12,504円
秋田船越	114円	16,753円
秋田河辺	195円	13,791円
矢島	101円	7,481円
秋田北浦	60円	27,455円
金浦	176円	21,397円
八幡平	69円	24,727円
阿仁	93円	17,341円
榎手神代	189円	34,100円
秋田藤本	45円	24,685円
由利院内	165円	30,457円
平庭	91円	10,465円
雄物川	165円	16,326円
西目	317円	19,206円
増田	97円	25,868円
榎手大森	185円	31,287円
秋田大内	223円	23,718円
秋田鳥海	68円	19,314円
西明寺	125円	24,717円
榎手山内	148円	24,559円
須川	40円	36,930円
榎手十文字	181円	8,444円
榎手金沢	111円	21,018円
大館大湯	80円	24,852円
十和田南	131円	19,572円
早口	164円	16,335円
秋田道川	148円	23,250円
秋田協和	145円	40,678円
榎手仙北	128円	14,596円
後三年	97円	30,443円
五里合	57円	21,379円
藤里	138円	36,094円
大雄	165円	21,713円
外小友	103円	24,635円
山形	334円	23,842円
山形釜井	447円	15,822円
山形十文字	247円	15,110円
今塚	1,033円	58,228円
あかねヶ丘	654円	34,006円
米沢	194円	28,214円
米沢蓮田	165円	17,065円
八幡原	(略)	107,571円
鶴岡	311円	16,911円
酒田2	320円	20,833円
酒田緑ヶ丘	235円	19,616円
酒田高砂	56円	18,661円
新庄	294円	19,541円
秦河江	283円	33,616円
山形上山	230円	26,087円
村山	137円	20,210円
長井	130円	20,460円
天童	334円	27,236円
高橋	470円	8,154円
神町	338円	15,958円
東根	284円	17,879円
尾花沢	252円	38,931円
南陽	182円	20,652円
河北	132円	15,521円
山形朝日	125円	11,903円
白鷹	(略)	13,180円
余目	130円	10,989円
藤島	176円	30,372円
酒田三川	179円	29,778円
温海	277円	27,894円
山形小国	181円	29,800円
庄内朝日機械	77円	32,664円
山形川西	222円	43,426円
酒田水沢	57円	29,644円
袖浦	85円	24,754円
山形大江	229円	25,475円
山辺	308円	18,784円
山形中山	318円	40,485円
南原	78円	19,797円
宮内	205円	20,134円
高畠	288円	15,983円
高畠	125円	20,387円
櫛引	309円	15,792円
白岩	124円	26,464円
山形西川	196円	62,276円
糠野日	148円	76,565円
米沢飯豊	213円	41,694円
酒田羽黒	30円	60,076円
本道寺	29円	17,560円
山形平田	164円	21,077円
酒田立川	223円	26,277円
酒田松山	70円	23,152円
酒田三瀬	70円	21,157円
山形金山	177円	22,294円
真室川	158円	14,138円
中和田	86円	31,388円
真ヶ関	150円	32,113円
酒田大山	274円	10,492円
湯野浜	123円	50,722円
本楯	97円	26,995円
泉田	88円	25,928円
村山大久保	163円	23,141円
山形白鳥	140円	27,195円
山形東郷	74円	42,043円
福原	117円	29,366円
大石田	137円	32,852円
鮭川	95円	23,724円
古口	118円	24,908円
遊佐	174円	14,132円
吹浦	42円	30,498円
酒田八幡	100円	25,881円
舟形	163円	34,696円
須田板	136円	25,638円
山形玉野	71円	22,605円
清水	86円	25,646円
福島	400円	42,136円

飯田川	120円	10,746円
若美	83円	17,664円
二ツ井	133円	17,411円
花岡	(略)	17,226円
雄和	124円	23,690円
上小阿仁	98円	18,528円
八森	79円	20,928円
沢目	70円	25,901円
田沢湖	97円	20,894円
米内沢	108円	12,181円
秋田船越	113円	16,24円
秋田河辺	196円	12,937円
矢島	95円	7,079円
秋田北浦	25円	25,836円
金浦	154円	20,350円
八幡平	58円	23,491円
阿仁	82円	15,425円
榎手神代	166円	30,304円
秋田藤本	39円	23,692円
由利院内	137円	27,22円
平庭	85円	10,079円
雄物川	146円	15,393円
西目	298円	18,177円
増田	92円	24,118円
榎手大森	153円	30,204円
秋田大内	197円	22,102円
秋田鳥海	52円	17,349円
西明寺	101円	21,676円
榎手山内	118円	21,306円
須川	33円	33,788円
榎手十文字	163円	7,294円
榎手金沢	97円	17,373円
大館大湯	81円	23,163円
十和田南	119円	17,229円
早口	131円	15,776円
秋田道川	123円	22,166円
秋田協和	118円	36,974円
榎手仙北	107円	12,204円
後三年	75円	25,591円
五里合	38円	20,812円
藤里	106円	33,010円
大雄	145円	19,095円
外小友	81円	21,764円
山形	337円	23,066円
山形釜井	457円	14,961円
山形十文字	234円	13,640円
今塚	1,080円	54,520円
あかねヶ丘	775円	32,322円
米沢	186円	24,793円
米沢蓮田	160円	15,210円
八幡原	(略)	102,782円
鶴岡	300円	27,352円
酒田2	318円	18,780円
酒田緑ヶ丘	232円	17,784円
酒田高砂	48円	15,705円
新庄	284円	17,559円
秦河江	276円	30,274円
山形上山	222円	18,813円
村山	131円	19,246円
長井	76円	19,133円
天童	327円	25,468円
高橋	477円	7,248円
神町	339円	14,870円
東根	248円	16,997円
尾花沢	241円	36,597円
南陽	179円	19,796円
河北	128円	14,820円
山形朝日	116円	32,907円
白鷹	(略)	11,389円
余目	113円	10,301円
藤島	174円	27,582円
酒田三川	175円	27,080円
温海	333円	25,273円
山形小国	156円	27,546円
庄内朝日機械	66円	29,139円
山形川西	217円	28,719円
酒田水沢	48円	26,597円
袖浦	81円	22,742円
山形大江	214円	23,179円
山辺	297円	17,028円
山形中山	315円	38,777円
南原	77円	17,227円
宮内	203円	18,038円
高畠	279円	14,855円
高畠	120円	19,526円
櫛引	164円	14,579円
白岩	103円	23,545円
山形西川	187円	41,708円
糠野日	131円	73,177円
米沢飯豊	199円	38,189円
酒田羽黒	18円	52,542円
本道寺	272円	16,612円
山形平田	143円	19,394円
酒田立川	214円	23,680円
酒田松山	68円	21,160円
酒田三瀬	68円	19,445円
山形金山	146円	20,178円
真室川	149円	12,782円
中和田	78円	29,503円
真ヶ関	148円	28,983円
酒田大山	263円	9,190円
湯野浜	111円	193,492円
本楯	85円	24,116円
泉田	83円	22,808円
村山大久保	129円	20,300円
山形白鳥	114円	24,592円
山形東郷	66円	35,374円
福原	112円	26,163円
大石田	134円	29,868円
鮭川	74円	21,191円
古口	92円	22,512円
遊佐	155円	12,007円
吹浦	36円	27,335円
酒田八幡	98円	23,042円
舟形	155円	31,243円
須田板	121円	23,002円
山形玉野	59円	19,832円
清水	72円	22,610円
福島	426円	43,954円

福島清水	611円	18,949円
福島佐倉	410円	17,728円
瀬上	508円	14,576円
福島大森	486円	20,420円
蓬萊	273円	17,966円
飯坂	230円	19,715円
福島花園	373円	43,083円
会津若松	342円	22,734円
東栄町分局	599円	18,825円
福島郡山	1,483円	26,327円
郡山芳賀	669円	29,841円
笹川	613円	16,042円
日和田	117円	30,924円
喜久田	273円	33,521円
大槻	605円	14,327円
郡山守山	63円	36,614円
磐梯熱海	104円	83,659円
いわき	503円	27,724円
小名浜	361円	30,157円
勿来	303円	30,818円
内郷	489円	13,322円
好間	518円	30,140円
重野	358円	12,150円
いわき常盤	222円	22,174円
四倉	527円	35,308円
いわき若葉台	871円	18,191円
いわき泉	565円	25,486円
いわき玉川	538円	14,264円
いわき窪田	409円	46,143円
白河	291円	27,519円
福島原町	280円	22,270円
郡山須賀川	205円	31,652円
喜多方	248円	13,696円
福島相馬	457円	20,784円
二本松	306円	14,131円
福島藤田	276円	24,180円
二本松本宮	219円	12,052円
田島	306円	16,921円
猪苗代	272円	41,861円
会津若松坂下	366円	21,652円
郡山西郷	256円	20,916円
郡山石川	305円	28,661円
三春	192円	14,261円
磐城富岡	213円	26,242円
浪江	464円	19,077円
会津山口	277円	43,688円
会津若松広田	182円	28,272円
福島梁川	350円	26,826円
保原	367円	15,961円
江名	176円	26,815円
福島川俣	195円	49,839円
塙	478円	17,843円
新地	383円	28,873円
小高	167円	30,057円
福島伊達	359円	36,590円
桑折	366円	20,635円
福島松川	245円	22,500円
鏡石	310円	11,915円
塩川	269円	29,021円
棚倉	260円	12,718円
郡山浅川	124円	24,486円
福島鹿島	273円	48,110円
柳津	70円	26,511円
飯野	254円	35,669円
磐梯	143円	33,139円
富山	172円	41,548円
橋本	383円	27,442円
泉崎	163円	29,177円
大玉	202円	25,171円
大林	230円	23,827円
表郷	101円	30,301円
郡山中島	100円	32,334円
湖南	70円	30,436円
白沢	103円	23,023円
多田野	(略)	17,589円
古殿	216円	23,361円
西会津	76円	19,702円
北会津	106円	14,768円
新鶴	187円	31,324円
いわき広野	200円	16,362円
久ノ浜	84円	224,172円
鮎引	326円	57,351円
鮎川	101円	51,351円
福島東和	228円	30,808円
郡山岩瀬	241円	21,185円
川桁	85円	25,683円
柳橋	124円	25,349円
岩代	103円	15,121円
郡山長沼	141円	24,548円
会津若松下郷	188円	15,600円
熱塩	77円	36,145円
山都	140円	16,239円
郡山東	99円	17,937円
大信	119円	29,110円
郡路	60円	46,009円
常葉	123円	18,848円
楯葉	90円	19,655円
庭坂	321円	17,553円
沼之内	413円	33,269円
いわき小川	242円	20,152円
上遠野	288円	18,215円
小作田	247円	14,704円
原釜	220円	24,454円
裏磐梯	823円	40,843円
会津高田	222円	34,767円
会津本郷	189円	12,973円
郡山玉川	199円	17,223円
小野新町	276円	32,309円
大熊	428円	21,948円
いわき双葉	217円	25,335円
飯館	261円	20,172円
天栄	162円	19,134円
只見	280円	23,735円
会津若松吾妻	27円	89,420円
矢祭	353円	15,990円
滝根	154円	32,852円
大越	79円	33,373円
郡山七郷	169円	16,640円
移	138円	28,356円

福島清水	713円	17,033円
福島佐倉	404円	16,741円
瀬上	600円	12,757円
福島大森	595円	42,932円
蓬萊	281円	16,029円
飯坂	226円	17,487円
福島花園	378円	38,423円
会津若松	335円	21,196円
東栄町分局	646円	15,476円
福島郡山	1,486円	25,399円
郡山芳賀	682円	27,561円
笹川	746円	14,279円
日和田	107円	28,682円
喜久田	271円	31,136円
大槻	725円	12,710円
郡山守山	62円	33,881円
磐梯熱海	103円	59,491円
いわき	510円	31,448円
小名浜	359円	27,386円
勿来	299円	28,503円
内郷	558円	12,663円
好間	617円	28,366円
重野	458円	11,733円
いわき常盤	217円	17,694円
四倉	491円	33,495円
いわき若葉台	1,367円	15,941円
いわき泉	705円	24,187円
いわき玉川	525円	12,734円
いわき窪田	401円	31,072円
白河	290円	25,479円
福島原町	337円	18,567円
郡山須賀川	197円	28,687円
喜多方	233円	12,843円
福島相馬	450円	19,098円
二本松	303円	13,026円
福島藤田	275円	22,538円
二本松本宮	215円	11,686円
田島	298円	14,813円
猪苗代	236円	34,008円
会津若松坂下	364円	20,597円
郡山西郷	250円	18,565円
郡山石川	297円	28,269円
三春	185円	14,311円
磐城富岡	115円	23,062円
浪江	49円	17,729円
会津山口	246円	27,517円
会津若松広田	174円	26,708円
福島梁川	344円	25,182円
保原	370円	15,196円
江名	224円	24,792円
福島川俣	188円	32,467円
塙	469円	15,769円
新地	379円	27,225円
小高	30円	28,303円
福島伊達	396円	34,557円
桑折	367円	19,098円
福島松川	271円	21,085円
鏡石	311円	11,123円
塩川	36円	25,974円
棚倉	246円	11,857円
郡山浅川	113円	23,422円
福島鹿島	262円	33,045円
柳津	59円	24,384円
飯野	247円	33,560円
磐梯	137円	30,197円
富山	159円	38,737円
橋本	357円	22,811円
泉崎	162円	27,387円
大玉	200円	23,940円
大林	211円	21,443円
表郷	95円	28,055円
郡山中島	99円	30,910円
湖南	63円	26,716円
白沢	97円	22,787円
多田野	(略)	15,191円
古殿	205円	21,391円
西会津	74円	17,646円
北会津	105円	12,829円
新鶴	176円	28,086円
いわき広野	221円	15,344円
久ノ浜	286円	219,039円
鮎引	319円	36,402円
鮎川	89円	25,975円
福島東和	216円	29,203円
郡山岩瀬	236円	18,570円
川桁	88円	23,441円
柳橋	146円	23,806円
岩代	99円	13,613円
郡山長沼	178円	21,739円
会津若松下郷	176円	13,569円
熱塩	68円	32,973円
山都	136円	14,162円
郡山東	98円	16,776円
大信	165円	29,125円
郡路	58円	26,330円
常葉	110円	18,036円
楯葉	70円	18,544円
庭坂	184円	16,821円
沼之内	398円	30,732円
いわき小川	310円	18,702円
上遠野	278円	17,502円
小作田	241円	13,475円
原釜	258円	22,073円
裏磐梯	758円	37,336円
会津高田	208円	33,808円
会津本郷	188円	11,399円
郡山玉川	188円	16,282円
小野新町	273円	30,555円
大熊	426円	20,075円
いわき双葉	215円	23,356円
飯館	117円	19,378円
天栄	150円	16,941円
只見	238円	21,317円
会津若松吾妻	39円	81,081円
矢祭	330円	14,911円
滝根	140円	25,474円
大越	71円	31,247円
郡山七郷	167円	16,131円
移	134円	26,359円

茨城県

水戸大町	566円	37,544円
茨城赤塚	333円	31,043円
水戸吉田	318円	21,432円
千波	562円	30,356円
多賀	(略)	42,701円
久慈浜	367円	17,555円
日立別館	207円	22,000円
茨城日高	349円	30,758円
土浦	238円	41,999円
荒川沖	492円	21,248円
神立	(略)	28,216円
石岡国府	382円	25,220円
下館別館	319円	24,110円
下館川島	245円	30,036円
結城	(略)	36,728円
結城南	181円	26,629円
竜ヶ崎	129円	33,881円
土浦佐貫	601円	21,204円
那珂湊	225円	25,824円
阿字ヶ浦	363円	17,231円
下妻	240円	30,270円
水海道菅生	351円	60,239円
水海道別	316円	74,086円
茨城勝田	320円	35,869円
番越	167円	22,477円
北茨城	139円	34,271円
取手	451円	20,483円
茨城岩井	(略)	26,270円
土浦牛久	750円	18,733円
つくば	1,656円	34,634円
大穂	660円	25,145円
桜	194円	19,559円
つくば北	137円	18,879円
筑波山	240円	61,134円
吉沼	79円	23,268円
筑波谷田部	315円	27,219円
土浦豊里	355円	50,162円
大洗	372円	20,479円
友部	374円	56,105円
茨城東海	535円	35,091円
那珂	(略)	6,185円
常陸大宮	328円	31,813円
金砂郷	135円	33,720円
十王	329円	17,896円
常陸鹿島	216円	23,912円
神栖	200円	19,279円
茨城萩原	152円	22,235円
潮来延方	203円	21,955円
美浦	173円	23,332円
谷和原	376円	93,126円
守谷清水	525円	41,004円
古河2	639円	7,983円
古河旭	953円	10,065円
総和2	283円	35,036円
古河南	346円	33,052円
茨城境	294円	31,753円
石岡東	270円	79,303円
石岡	196円	46,542円
常陸太田別館	273円	21,663円
羽島	249円	31,622円
千葉若松	74円	21,609円
矢田部	212円	40,617円
阿見	343円	21,517円
高埜	374円	41,418円
笠間	291円	25,124円
稲戸井	463円	17,964円
茨城	243円	43,658円
茨城岩瀬	249円	28,098円
大子	103円	28,809円
鉾田	(略)	20,127円
江戸崎	112円	13,051円
伊奈	230円	59,340円
藤代蔵前	373円	29,087円
奥野	126円	62,876円
牛堀	218円	26,119円
阿見南	118円	57,991円
茨城東	54円	67,095円
総和	283円	127,570円
岡田	158円	66,311円
関城	118円	29,318円
茨城協和	440円	37,928円
利根	102円	43,248円
いばらき旭	83円	26,866円
常澄	172円	27,473円
内沼	923円	14,449円
石岡大野	143円	18,462円
妻崎	154円	32,001円
新利根	91円	67,092円
若岡	273円	31,815円
八郷	89円	12,569円
茨城鳥栖	61円	72,933円
濁沼	114円	21,672円
瓜連	428円	15,821円
茨城北浦	55円	48,064円
茨城玉造	90円	36,018円
常北	209円	27,721円
岡郷	151円	20,541円
五霞	145円	26,761円
茨城八千代	254円	27,111円
大洋	76円	58,092円
茨城土浦	244円	25,408円
波崎	232円	38,612円
茨城出島	78円	75,984円
沖宿	93円	66,169円
潮来	193円	27,992円
明野	101円	62,393円
真壁	203円	26,146円
茨城千代田	285円	24,735円
茨城大津	266円	40,368円
茨城稲田	150円	67,200円
七郷	130円	72,212円
桂	23円	59,638円
土浦河内	111円	73,082円
美野里	152円	52,624円
新治	121円	29,519円
茨城麻生	154円	30,029円
飯富	161円	17,359円
国田	135円	59,160円
菅原	113円	47,812円

茨城県

水戸大町	567円	35,525円
茨城赤塚	429円	27,118円
水戸吉田	311円	18,906円
千波	549円	27,493円
多賀	(略)	40,850円
久慈浜	361円	17,785円
日立別館	196円	19,305円
茨城日高	332円	27,916円
土浦	231円	70,257円
荒川沖	494円	19,911円
神立	(略)	22,080円
石岡国府	380円	23,192円
下館別館	308円	18,380円
下館川島	240円	27,438円
結城	(略)	33,645円
結城南	174円	19,265円
竜ヶ崎	124円	32,006円
土浦佐貫	704円	19,224円
那珂湊	216円	23,507円
阿字ヶ浦	353円	30,461円
下妻	220円	28,576円
水海道菅生	335円	57,603円
水海道別	203円	52,768円
茨城勝田	322円	26,516円
番越	162円	20,263円
北茨城	128円	31,216円
取手	437円	19,389円
茨城岩井	(略)	27,019円
土浦牛久	747円	15,915円
つくば	1,799円	36,321円
大穂	649円	16,598円
桜	188円	16,087円
つくば北	141円	24,278円
筑波山	224円	68,593円
吉沼	69円	19,956円
筑波谷田部	309円	23,757円
土浦豊里	342円	46,550円
大洗	363円	17,053円
友部	358円	38,685円
茨城東海	529円	32,378円
那珂	(略)	6,169円
常陸大宮	312円	27,652円
金砂郷	113円	52,906円
十王	327円	16,210円
常陸鹿島	185円	20,860円
神栖	181円	17,662円
茨城萩原	139円	23,543円
潮来延方	190円	18,590円
美浦	160円	21,099円
谷和原	355円	88,493円
守谷清水	503円	36,271円
古河2	637円	6,462円
古河旭	932円	10,270円
総和2	280円	30,521円
古河南	340円	31,434円
茨城境	284円	62,502円
石岡東	257円	65,867円
石岡	161円	39,450円
常陸太田別館	265円	19,784円
羽島	241円	29,539円
千葉若松	70円	22,346円
矢田部	202円	32,067円
阿見	346円	19,009円
高埜	369円	32,913円
笠間	283円	20,656円
稲戸井	456円	15,849円
茨城	239円	36,492円
茨城岩瀬	242円	25,956円
大子	85円	24,286円
鉾田	(略)	18,075円
江戸崎	103円	11,334円
伊奈	221円	51,008円
藤代蔵前	362円	25,082円
奥野	124円	48,752円
牛堀	195円	33,505円
阿見南	117円	55,242円
茨城東	51円	63,911円
総和	280円	64,425円
岡田	147円	42,517円
関城	109円	20,778円
茨城協和	421円	35,152円
利根	98円	32,913円
いばらき旭	81円	27,005円
常澄	164円	21,665円
内沼	921円	76,716円
石岡大野	142円	18,924円
妻崎	146円	29,658円
新利根	87円	76,191円
若岡	267円	31,526円
八郷	87円	11,455円
茨城鳥栖	51円	45,000円
濁沼	102円	94,777円
瓜連	425円	29,275円
茨城北浦	50円	48,550円
茨城玉造	85円	35,852円
常北	204円	30,822円
岡郷	146円	19,219円
五霞	134円	24,127円
茨城八千代	226円	24,426円
大洋	66円	45,463円
茨城土浦	241円	26,273円
波崎	230円	34,824円
茨城出島	75円	72,263円
沖宿	89円	63,067円
潮来	188円	26,763円
明野	93円	58,275円
真壁	201円	18,806円
茨城千代田	282円	22,485円
茨城大津	235円	24,412円
茨城稲田	143円	53,443円
七郷	124円	68,715円
桂	19円	49,629円
土浦河内	110円	69,308円
美野里	148円	42,642円
新治	114円	17,739円
茨城麻生	150円	36,584円
飯富	155円	31,133円
国田	127円	31,392円
菅原	100円	42,900円



	行方	52円	74,971円
	蔵川	60円	79,300円
	出島東	104円	67,571円
	小幡	58円	60,936円
	雨引	194円	72,281円
	八俣	79円	49,384円
	猿島	87円	72,235円
	御前山	97円	73,935円
	茨城三和	715円	40,579円
	番掛	110円	71,355円
	いぼらき小川	168円	41,791円
	山方	118円	63,981円
	水府	37円	30,077円
	茨城桜川	56円	32,244円
	石下	167円	56,438円
	茨城美和	133円	64,044円
栃木県	宇都宮	743円	64,086円
	宇都宮平出	306円	25,492円
	道場宿	305円	28,710円
	理種野	224円	19,129円
	徳次郎	509円	26,280円
	砥上	481円	28,940円
	江曾島	84円	15,107円
	雀宮	79円	44,070円
	足利	333円	35,799円
	足利相生	467円	26,324円
	足利西	306円	26,524円
	足利南	513円	22,119円
	栃木	257円	46,853円
	栃木北	231円	23,007円
	佐野	232円	38,635円
	鹿沼	263円	35,577円
	北大飼	217円	35,992円
	日光	291円	38,820円
	今市	193円	22,088円
	栃木小山	760円	40,032円
	雨ヶ谷	335円	19,025円
	延島	169円	11,887円
	真岡	245円	28,351円
	大田原 2	208円	36,746円
	矢板	353円	50,582円
	黒磯	318円	30,744円
	上三川	506円	37,548円
	栃木河内	522円	35,259円
	栃木芳賀	290円	25,831円
	栃木壬生 2	1,725円	26,764円
	石橋	410円	26,805円
	栃木小金井	521円	38,049円
	新野木	362円	99,938円
	栃木大平	374円	44,915円
	岩舟	259円	15,690円
	鬼怒川川治	188円	26,728円
	宝積寺	513円	17,796円
	栃木烏山	150円	11,896円
	西那須野 2	327円	47,662円
	田沼	347円	13,648円
	益子	309円	38,504円
	間々田	350円	44,876円
	栃木城山	217円	11,420円
南大飼	404円	14,837円	
氏家別	397円	37,178円	
葛生 2	223円	26,033円	
赤見	248円	31,680円	
業師寺	154円	16,488円	
小山西	143円	15,725円	
卒島	236円	20,609円	
栃木富田	263円	22,198円	
栃木藤岡 2	256円	26,992円	
栃木田原	172円	26,157円	
栃木西方	150円	24,301円	
上河内	188円	26,090円	
野崎	203円	66,518円	
佐久山	122円	23,397円	
片岡	196円	48,186円	
東那須野	233円	14,108円	
栃木梅沢	127円	43,297円	
榎本	133円	41,891円	
栃木大沢	152円	13,550円	
伊王野 2	92円	47,903円	
喜連川	218円	34,111円	
尾説	158円	37,345円	
黒羽	61円	41,708円	
黒田原	195円	83,471円	
黒田二宮	252円	24,261円	
市貝	232円	21,188円	
南那須	178円	25,697円	
文操	101円	52,163円	
栃木栗野	217円	35,370円	
玉生	195円	13,129円	
熟田	95円	25,102円	
栃木小川	376円	29,312円	
塩原 2	183円	14,602円	
関谷	167円	18,803円	
栃木茂木	207円	39,815円	
湯津上	221円	14,775円	
足尾交換局 2	218円	42,159円	
栃木水橋	133円	29,534円	
船生	122円	14,676円	
栃木大宮	104円	69,461円	
川治	122円	38,302円	
栃木 2	257円	23,059円	
那須横沢	59円	15,133円	
那須	90円	36,788円	
那須大沢	54円	17,749円	
南摩	343円	24,722円	
群馬県	前橋	650円	46,486円
	野中別	797円	18,708円
	前橋元総社	486円	30,352円
	佐島	399円	20,799円
	前橋芳賀	188円	33,729円
	国領	495円	37,143円
	群馬高崎	468円	41,731円
	高崎支店別 1	468円	23,155円
	高崎問屋町	465円	30,927円
	倉賀野	763円	40,176円
	大類	893円	21,710円
	群馬長野	810円	24,788円
	桐生錦町	199円	22,209円
	桐生相生	441円	35,918円

	行方	41円	42,033円
	蔵川	51円	45,721円
	出島東	99円	64,264円
	小幡	47円	66,234円
	雨引	191円	41,032円
	八俣	78円	28,763円
	猿島	86円	78,918円
	御前山	89円	55,121円
	茨城三和	703円	29,534円
	番掛	100円	39,476円
	いぼらき小川	162円	38,752円
	山方	105円	40,067円
	水府	28円	28,714円
	茨城桜川	67円	42,832円
	石下	164円	52,594円
	茨城美和	111円	54,480円
栃木県	宇都宮	753円	51,528円
	宇都宮平出	289円	47,358円
	道場宿	306円	27,006円
	理種野	225円	14,479円
	徳次郎	498円	33,012円
	砥上	471円	25,878円
	江曾島	840円	13,170円
	雀宮	795円	45,339円
	足利	330円	32,141円
	足利相生	455円	51,197円
	足利西	301円	24,016円
	足利南	509円	22,221円
	栃木	248円	34,887円
	栃木北	226円	22,277円
	佐野	223円	33,596円
	鹿沼	253円	31,418円
	北大飼	210円	34,330円
	日光	293円	32,334円
	今市	190円	19,408円
	栃木小山	750円	33,799円
	雨ヶ谷	309円	15,806円
	延島	159円	12,521円
	真岡	243円	23,360円
	大田原 2	205円	33,659円
	矢板	331円	47,653円
	黒磯	307円	27,149円
	上三川	500円	34,963円
	栃木河内	525円	34,546円
	栃木芳賀	281円	24,744円
	栃木壬生 2	1,717円	17,621円
	石橋	389円	21,252円
	栃木小金井	515円	28,198円
	新野木	342円	93,987円
	栃木大平	367円	37,660円
	岩舟	254円	18,733円
	鬼怒川川治	186円	26,271円
	宝積寺	514円	20,258円
	栃木烏山	140円	10,513円
	西那須野 2	375円	43,760円
	田沼	342円	11,157円
	益子	301円	31,524円
	間々田	341円	35,688円
	栃木城山	135円	10,720円
南大飼	377円	13,878円	
氏家別	394円	25,696円	
葛生 2	217円	35,337円	
赤見	234円	29,863円	
業師寺	148円	15,461円	
小山西	134円	15,226円	
卒島	215円	19,467円	
栃木富田	239円	19,768円	
栃木藤岡 2	215円	18,811円	
栃木田原	152円	24,792円	
栃木西方	128円	33,176円	
上河内	157円	34,476円	
野崎	195円	67,495円	
佐久山	119円	34,211円	
片岡	188円	30,567円	
東那須野	214円	13,514円	
栃木梅沢	57円	35,849円	
榎本	124円	39,636円	
栃木大沢	147円	21,536円	
伊王野 2	89円	44,352円	
喜連川	213円	44,079円	
尾説	152円	22,281円	
黒羽	57円	33,949円	
黒田原	189円	88,718円	
黒田二宮	247円	17,222円	
市貝	227円	20,302円	
南那須	156円	24,211円	
文操	82円	42,720円	
栃木栗野	210円	29,502円	
玉生	190円	12,270円	
熟田	91円	23,995円	
栃木小川	212円	20,636円	
塩原 2	179円	13,716円	
関谷	163円	31,981円	
栃木茂木	197円	37,486円	
湯津上	219円	13,988円	
足尾交換局 2	194円	26,369円	
栃木水橋	129円	37,384円	
船生	109円	13,798円	
栃木大宮	93円	81,307円	
川治	113円	53,867円	
栃木 2	248円	22,396円	
那須横沢	52円	14,129円	
那須	81円	36,370円	
那須大沢	43円	28,154円	
南摩	303円	23,721円	
群馬県	前橋	661円	42,505円
	野中別	772円	18,619円
	前橋元総社	490円	41,978円
	佐島	343円	19,536円
	前橋芳賀	187円	31,106円
	国領	493円	32,916円
	群馬高崎	501円	38,171円
	高崎支店別 1	501円	20,612円
	高崎問屋町	458円	28,372円
	倉賀野	756円	39,106円
	大類	870円	24,283円
	群馬長野	791円	48,401円
	桐生錦町	177円	27,010円
	桐生相生	425円	31,906円

伊勢崎	356円	39,633円
豊受	320円	32,491円
群馬太田	850円	36,706円
太田九合	749円	25,561円
宝泉	378円	39,038円
群馬沼田	705円	34,294円
館林支別1	257円	21,973円
群馬渋川	352円	18,973円
群馬藤岡	419円	27,419円
群馬富岡	324円	25,059円
群馬安中	403円	44,115円
新群馬町	309円	25,567円
群馬新町	(略)	40,728円
群馬長野原	364円	33,461円
草津温泉	261円	38,809円
玉村	475円	42,590円
笠懸	156円	23,360円
大間々	765円	30,834円
群馬大泉	232円	37,349円
中之条	183円	29,650円
香林	447円	9,768円
毛里田	191円	43,209円
群馬川内	328円	12,383円
赤城	126円	22,233円
群馬富士見	319円	14,970円
群馬原町	86円	44,062円
北軽井沢	11円	21,029円
栗女	220円	67,495円
藪塚本町	104円	13,449円
群馬板倉	571円	23,091円
群馬川俣	283円	23,821円
赤岩	232円	14,605円
吉井	342円	12,446円
大胡	274円	15,862円
粕川	264円	19,141円
榛名	547円	17,116円
真郷	360円	13,725円
鬼石	148円	17,866円
下仁田交換セ	124円	15,908円
甘楽	177円	13,422円
松井田	380円	11,524円
月夜野	311円	23,055円
群馬水上	110円	29,991円
群馬布施	327円	25,314円
原市	272円	15,496円
浅間高原	(略)	69,946円
子持	141円	26,083円
群馬吉岡	373円	30,587円
邑楽	231円	26,411円
群馬城南	333円	15,062円
駒形	651円	22,918円
梅田	185円	24,674円
群馬新里	47円	46,662円
新国定	459円	91,768円
群馬境交換セ	344円	12,808円
尾島	300円	17,436円
群馬新田	221円	11,345円
新田金井	187円	24,294円
新南蛇井	281円	55,996円
北橋	163円	25,616円
渋川伊香保	251円	19,661円
群馬岩崎	74円	18,326円
館林東	180円	23,946円
倉淵	296円	33,392円
磐戸	88円	26,639円
嬬恋	332円	17,753円
追分	309円	28,997円
片品	294円	38,211円
伊勢崎支別1	356円	28,832円
猿ヶ京	449円	17,042円
埼玉		
川越	1,694円	46,721円
川越新宿	2,238円	29,562円
南古谷	2,311円	44,349円
川越豊ヶ関	2,943円	22,091円
熊谷末広	578円	32,349円
三ヶ尻	1,057円	22,269円
埼玉川口	4,683円	34,610円
川口青木	3,637円	43,388円
川口芝	1,985円	23,413円
安行	2,968円	41,331円
浦和東	4,208円	47,591円
浦和白幡	3,962円	30,696円
浦和常盤	2,224円	35,449円
中尾	1,844円	20,613円
浦和美園	1,441円	90,110円
埼玉大宮	5,499円	30,940円
大宮東大成	1,852円	37,536円
大宮大和田	1,361円	18,941円
大宮指扇	1,422円	22,132円
行田別館	413円	32,925円
秩父	(略)	22,166円
所沢	2,459円	26,707円
所沢元町	3,278円	24,951円
所沢北野	(略)	31,699円
所沢東	2,025円	20,640円
所沢下富	1,269円	18,098円
飯能緑町	1,354円	22,058円
原市場	585円	25,292円
吾野	551円	50,255円
加須	371円	23,069円
加須花崎	352円	17,636円
埼玉本庄	520円	23,145円
東松山2	943円	15,845円
岩槻	1,269円	32,145円
和土	695円	10,850円
春日部武里	1,400円	38,867円
春日部八木崎	1,143円	26,285円
狭山2	1,774円	12,594円
狭山入曽	3,741円	21,931円
埼玉羽生	216円	31,021円
鴻巣	1,016円	19,525円
埼玉深谷2	486円	24,273円
上尾	(略)	21,776円
新平方	1,833円	18,650円
浦和与野	3,123円	34,479円
草加局舎1	1,187円	29,652円
草加弁天	1,045円	16,183円
草加清門	1,479円	32,827円
越谷	1,992円	45,933円

伊勢崎	346円	33,900円
豊受	314円	29,223円
群馬太田	847円	33,615円
太田九合	751円	24,963円
宝泉	373円	36,929円
群馬沼田	699円	30,075円
館林支別1	253円	21,107円
群馬渋川	346円	16,683円
群馬藤岡	417円	30,924円
群馬富岡	314円	21,916円
群馬安中	391円	46,389円
新群馬町	282円	31,784円
群馬新町	(略)	36,000円
群馬長野原	325円	29,651円
草津温泉	256円	31,063円
玉村	473円	38,987円
笠懸	155円	15,822円
大間々	750円	30,638円
群馬大泉	233円	34,497円
中之条	176円	28,138円
香林	446円	9,611円
毛里田	164円	46,073円
群馬川内	315円	11,540円
赤城	123円	20,674円
群馬富士見	272円	16,712円
群馬原町	79円	41,901円
北軽井沢	8円	19,273円
栗女	204円	43,277円
藪塚本町	101円	12,564円
群馬板倉	546円	21,630円
群馬川俣	270円	22,297円
赤岩	220円	13,373円
吉井	320円	11,865円
大胡	267円	14,776円
粕川	255円	17,687円
榛名	507円	19,993円
真郷	348円	16,219円
鬼石	135円	16,421円
下仁田交換セ	118円	14,552円
甘楽	170円	12,234円
松井田	348円	10,829円
月夜野	284円	21,622円
群馬水上	103円	27,837円
群馬布施	269円	23,512円
原市	266円	14,062円
浅間高原	(略)	66,422円
子持	137円	24,536円
群馬吉岡	368円	21,161円
邑楽	214円	20,850円
群馬城南	324円	17,121円
駒形	647円	21,794円
梅田	175円	23,526円
群馬新里	42円	42,668円
新国定	447円	44,666円
群馬境交換セ	340円	12,300円
尾島	299円	19,170円
群馬新田	215円	9,572円
新田金井	174円	22,964円
新南蛇井	245円	51,451円
北橋	155円	24,202円
渋川伊香保	237円	15,196円
群馬岩崎	67円	17,539円
館林東	166円	22,317円
倉淵	277円	30,933円
磐戸	64円	24,820円
嬬恋	290円	16,422円
追分	286円	26,902円
片品	263円	35,427円
伊勢崎支別1	346円	22,922円
猿ヶ京	391円	15,456円
埼玉		
川越	1,776円	66,828円
川越新宿	2,264円	26,823円
南古谷	2,377円	36,968円
川越豊ヶ関	2,932円	20,796円
熊谷末広	586円	36,104円
三ヶ尻	1,100円	21,783円
埼玉川口	4,997円	45,980円
川口青木	3,752円	39,126円
川口芝	2,004円	20,963円
安行	2,962円	40,174円
浦和東	4,446円	52,047円
浦和白幡	4,183円	29,712円
浦和常盤	2,330円	31,027円
中尾	1,851円	18,635円
浦和美園	1,494円	66,832円
埼玉大宮	5,905円	24,989円
大宮東大成	1,924円	26,042円
大宮大和田	1,379円	17,731円
大宮指扇	1,416円	21,170円
行田別館	402円	29,445円
秩父	(略)	20,413円
所沢	2,441円	24,021円
所沢元町	3,429円	34,945円
所沢北野	(略)	31,587円
所沢東	2,091円	20,071円
所沢下富	1,254円	17,043円
飯能緑町	1,317円	19,612円
原市場	556円	31,018円
吾野	512円	56,523円
加須	365円	22,724円
加須花崎	356円	15,311円
埼玉本庄	511円	21,426円
東松山2	923円	14,225円
岩槻	1,266円	29,409円
和土	683円	10,079円
春日部武里	1,392円	37,272円
春日部八木崎	1,131円	31,455円
狭山2	1,792円	45,613円
狭山入曽	3,709円	20,137円
埼玉羽生	200円	21,110円
鴻巣	1,017円	17,418円
埼玉深谷2	483円	20,890円
上尾	(略)	20,574円
新平方	1,920円	16,231円
浦和与野	3,232円	23,928円
草加局舎1	1,243円	27,535円
草加弁天	1,117円	14,543円
草加清門	1,482円	31,948円
越谷	1,989円	36,533円

越谷大里	1,219円	23,556円
越谷蒲生	1,910円	39,062円
蕨戸田	2,738円	35,135円
西戸田	2,407円	30,352円
人間	3,614円	41,207円
人間西武	1,004円	58,480円
人間宮寺	416円	18,472円
人間金子	864円	26,371円
鳩ヶ谷	2,399円	20,186円
朝霞	1,315円	25,749円
志木	3,058円	23,422円
新座	(略)	18,140円
埼玉加納	242円	13,248円
桶川	1,303円	36,151円
久喜2	1,331円	30,932円
鴻巣北本	2,578円	23,734円
草加八潮	1,721円	30,213円
埼玉富士見	1,884円	19,899円
埼玉三郷	1,732円	38,793円
三郷鷹野	1,178円	18,895円
三郷小谷塚	1,101円	25,023円
蓮田	992円	25,068円
坂戸本町	1,249円	21,104円
幸手	406円	24,420円
鶴ヶ島	1,057円	21,288円
武蔵日高電2	1,814円	19,928円
埼玉吉川	1,534円	24,125円
上尾伊奈	588円	25,475円
埼玉吹上2	768円	34,002円
大井	2,786円	24,066円
川越三芳	887円	27,555円
毛呂山2	361円	19,181円
嵐山	536円	41,583円
埼玉小川別	395円	28,240円
川越川島	348円	30,522円
埼玉吉見	430円	33,906円
皆野	376円	29,044円
熊谷吉田	235円	36,307円
埼玉江南	(略)	45,733円
妻沼	(略)	14,453円
埼玉岡部	455円	30,245円
香居	393円	16,227円
川里	190円	29,129円
大利根	310円	51,174円
白岡	1,405円	32,186円
菫浦	416円	26,823円
埼玉栗橋	557円	34,208円
鷲宮	601円	22,251円
杉戸別館	914円	25,306円
第二松伏	637円	21,457円
新庄和	1,112円	51,532円
箕田	448円	13,911円
埼玉滑川	536円	39,705円
児玉	239円	27,807円
慈恩寺	293円	20,942円
神川	192円	42,307円
上里	364円	18,611円
熊谷豊里	112円	44,313円
北川辺	171円	16,856円
行田北河原	118円	77,112円
行田埼玉	178円	36,466円
加須磯蓮川	120円	44,540円
高坂	1,257円	18,769円
曹山	321円	53,545円
川通	361円	31,837円
みろく	121円	20,722円
埼玉平野	230円	67,352円
幸手八代	353円	43,832円
越生	405円	26,777円
埼玉玉川	265円	22,094円
長瀨	535円	35,005円
上吉田	156円	37,206円
小鹿野	194円	25,134円
面神	214円	36,540円
埼玉荒川	372円	19,056円
埼玉美里	211円	37,533円
埼玉川本	207円	28,078円
寄居男衾	217円	30,588円
騎西	(略)	47,769円
高麗	358円	33,930円
鳩山	265円	37,528円
埼玉花園	189円	37,004円
杉戸椿	354円	35,153円
内間木	1,021円	22,262円
名栗	102円	37,706円
東株父	221円	38,691円
宝珠花	541円	45,221円
さいたま新都	3,868円	136,127円
久喜	1,331円	56,221円
千葉	1,318円	35,585円
千葉南	1,384円	53,849円
幕張	1,827円	51,553円
猿橋	511円	31,087円
千葉轟	2,076円	24,588円
桜木	1,545円	30,646円
誉田	716円	31,619円
新土気	887円	38,100円
高洲	1,983円	60,435円
稲毛	1,851円	19,655円
鎌子	429円	49,839円
市川	3,561円	32,567円
鬼高	1,585円	27,790円
浦安行徳	3,429円	46,717円
市川中山	2,667円	52,648円
市川曹谷	2,890円	14,507円
市川原木	1,661円	22,407円
市川大野	1,184円	26,299円
船橋	1,872円	32,547円
薬園台	1,991円	32,312円
船橋本町	4,295円	39,210円
千葉上山	921円	27,265円
千葉豊富	635円	58,500円
二和	1,497円	35,363円
館山	420円	30,733円
木更津富士見	264円	20,612円
下烏田	243円	32,158円
矢那	270円	19,957円
松戸	3,149円	54,145円
五香	1,285円	46,340円

千葉県

越谷大里	1,207円	22,247円
越谷蒲生	1,932円	36,540円
蕨戸田	2,768円	49,433円
西戸田	2,461円	27,422円
人間	3,607円	38,742円
人間西武	1,006円	52,688円
人間宮寺	407円	17,875円
人間金子	851円	22,552円
鳩ヶ谷	2,429円	19,385円
朝霞	1,291円	24,173円
志木	3,141円	20,355円
新座	(略)	14,523円
埼玉加納	236円	12,118円
桶川	1,294円	33,790円
久喜2	1,311円	37,571円
鴻巣北本	2,556円	24,147円
草加八潮	1,739円	25,659円
埼玉富士見	1,934円	17,657円
埼玉三郷	1,727円	31,523円
三郷鷹野	1,174円	16,652円
三郷小谷塚	1,097円	24,048円
蓮田	990円	22,963円
坂戸本町	1,247円	18,889円
幸手	400円	21,860円
鶴ヶ島	1,055円	19,281円
武蔵日高電2	1,787円	17,594円
埼玉吉川	1,528円	21,583円
上尾伊奈	710円	24,499円
埼玉吹上2	753円	31,340円
大井	2,881円	25,771円
川越三芳	883円	22,092円
毛呂山2	351円	16,805円
嵐山	530円	44,608円
埼玉小川別	386円	25,645円
川越川島	329円	35,757円
埼玉吉見	424円	38,260円
皆野	356円	27,227円
熊谷吉田	215円	34,420円
埼玉江南	(略)	29,809円
妻沼	(略)	13,253円
埼玉岡部	453円	30,879円
香居	387円	16,354円
川里	188円	26,928円
大利根	298円	37,831円
白岡	1,411円	23,934円
菫浦	417円	23,929円
埼玉栗橋	550円	38,619円
鷲宮	600円	22,242円
杉戸別館	896円	22,931円
第二松伏	596円	19,061円
新庄和	1,059円	46,463円
箕田	429円	12,446円
埼玉滑川	532円	47,169円
児玉	238円	26,104円
慈恩寺	287円	19,177円
神川	185円	38,701円
上里	356円	16,767円
熊谷豊里	108円	39,313円
北川辺	157円	14,847円
行田北河原	111円	73,717円
行田埼玉	150円	34,983円
加須磯蓮川	114円	49,492円
高坂	1,248円	16,645円
曹山	278円	38,351円
川通	351円	36,756円
みろく	115円	19,227円
埼玉平野	214円	73,031円
幸手八代	332円	40,928円
越生	401円	31,106円
埼玉玉川	241円	25,061円
長瀨	328円	24,302円
上吉田	142円	35,227円
小鹿野	189円	23,275円
面神	179円	34,855円
埼玉荒川	351円	17,648円
埼玉美里	207円	35,204円
埼玉川本	205円	26,138円
寄居男衾	211円	28,318円
騎西	(略)	34,945円
高麗	330円	37,519円
鳩山	253円	35,253円
埼玉花園	172円	35,732円
杉戸椿	334円	40,034円
内間木	1,013円	20,724円
名栗	100円	40,735円
東株父	210円	46,537円
宝珠花	328円	54,014円
さいたま新都	4,602円	133,123円
久喜	1,311円	50,635円
千葉	1,384円	33,099円
千葉南	1,449円	42,688円
幕張	1,975円	57,624円
猿橋	494円	27,345円
千葉轟	2,125円	22,047円
桜木	1,523円	27,335円
誉田	711円	41,777円
新土気	869円	34,634円
高洲	2,018円	44,257円
稲毛	1,967円	29,123円
鎌子	420円	49,385円
市川	3,713円	26,863円
鬼高	1,678円	24,996円
浦安行徳	3,504円	41,779円
市川中山	2,639円	82,096円
市川曹谷	2,849円	14,300円
市川原木	1,782円	19,680円
市川大野	1,159円	22,307円
船橋	1,955円	28,494円
薬園台	2,018円	41,991円
船橋本町	4,662円	37,545円
千葉上山	888円	38,188円
千葉豊富	619円	54,749円
二和	1,485円	46,902円
館山	396円	26,312円
木更津富士見	262円	21,491円
下烏田	231円	18,277円
矢那	261円	18,719円
松戸	3,356円	58,901円
五香	1,269円	48,143円

千葉県

松戸小金	1,621円	15,673円
松戸高塚	1,164円	27,344円
上花輪	696円	17,169円
川間交換セン	550円	43,210円
佐原	758円	22,326円
茂原別館	459円	25,386円
成田	844円	34,378円
成田赤坂	456円	22,669円
千葉佐倉	613円	29,815円
志津	579円	14,773円
馬渡	359円	13,428円
東金別館	376円	14,815円
八日市場	295円	32,028円
千葉旭	462円	33,890円
習志野	2,414円	18,167円
津田沼	2,513円	29,159円
千葉柏	2,946円	53,690円
逆井	1,773円	22,273円
田中	1,143円	28,601円
豊四季	1,744円	17,785円
市原	769円	36,253円
千葉八幡	744円	37,425円
辰巳	874円	23,033円
瀬又	318円	25,811円
流山	1,168円	33,331円
南流山	2,221円	40,278円
千葉八千代	1,088円	21,370円
吉橋	577円	24,267円
米本	844円	60,953円
我孫子	1,068円	16,392円
鶴川	714円	39,724円
鎌ヶ谷	998円	38,736円
君津	592円	18,563円
千葉富津	290円	43,872円
浦安	3,600円	18,374円
四街道(略)		35,783円
袖ヶ浦	707円	14,035円
八街	288円	26,002円
千葉船穂	778円	21,679円
関宿	456円	29,743円
沼南	520円	24,840円
白井	636円	18,416円
千葉大網	1,297円	32,437円
九十九里	113円	24,917円
成東	226円	16,773円
睦沢	255円	26,187円
長生	243円	10,984円
長柄	220円	20,791円
千葉御宿	475円	13,106円
坂月	3,061円	41,324円
木更津	226円	33,440円
茂原	414円	66,844円
勝浦	256円	29,792円
姉崎	342円	59,895円
富里	1,733円	39,884円
千葉大原	109円	21,614円
野呂	696円	19,662円
千葉清川	252円	42,296円
三ツ堀	259円	27,296円
成毛	83円	10,495円
千葉三和	445円	23,329円
湖北	479円	27,173円
小名木	484円	16,662円
東高野	228円	21,644円
酒々井	654円	22,950円
小見川	224円	19,519円
十倉	230円	48,332円
千葉野尻	137円	16,067円
四木	117円	37,786円
下総	80円	15,960円
印旛	208円	20,380円
本埜	135円	23,983円
千葉山田	37円	31,537円
東庄	164円	15,630円
権芝	285円	15,917円
野栄	59円	11,457円
多古	169円	17,310円
芝山(略)		15,614円
船形	254円	15,395円
千葉一宮	332円	14,696円
本納	242円	35,036円
千葉白子	147円	15,382円
長南	66円	37,624円
夷隅	204円	20,186円
大多喜	218円	11,949円
白里	138円	24,157円
山武北	100円	33,067円
第二成東	103円	16,713円
有秋	377円	23,070円
千倉	178円	16,996円
三里塚	272円	21,563円
千葉若根	189円	21,113円
塚原	366円	49,768円
天羽	436円	25,761円
大佐和	154円	10,538円
安食	173円	17,990円
千葉飯岡	131円	21,254円
岬	116円	11,839円
鏡南	102円	10,637円
扇島	43円	27,147円
香取	182円	34,237円
千葉末吉	258円	9,904円
久留里	326円	17,075円
千葉清和	195円	38,906円
広岡	164円	29,266円
千葉平川	141円	18,971円
千潟	193円	16,630円
蓮沼	122円	15,991円
給田	133円	30,795円
印西	471円	21,354円
丸山	45円	20,813円
岩戸	177円	39,349円
千葉茅野	210円	22,007円
千葉若井	78円	20,537円
千葉光	92円	20,070円
千葉和田	407円	55,876円
天津小湊	212円	32,957円
八日市場北	118円	50,986円
富浦	386円	17,461円

松戸小金	1,643円	14,517円
松戸高塚	1,107円	24,628円
上花輪	684円	16,220円
川間交換セン	537円	40,856円
佐原	754円	46,829円
茂原別館	453円	22,919円
成田	847円	31,533円
成田赤坂	499円	21,816円
千葉佐倉	595円	27,922円
志津	521円	13,776円
馬渡	331円	12,726円
東金別館	366円	12,745円
八日市場	284円	26,537円
千葉旭	461円	30,777円
習志野	2,486円	16,687円
津田沼	2,537円	32,947円
千葉柏	3,119円	48,398円
逆井	1,793円	31,725円
田中	1,168円	27,598円
豊四季	1,716円	15,315円
市原	772円	34,005円
千葉八幡	753円	24,450円
辰巳	685円	22,583円
瀬又	305円	15,277円
流山	930円	29,854円
南流山	2,216円	23,252円
千葉八千代	1,070円	20,289円
吉橋	663円	22,183円
米本	832円	57,006円
我孫子	1,045円	15,559円
鶴川	703円	39,234円
鎌ヶ谷	981円	37,684円
君津	619円	22,760円
千葉富津	288円	43,228円
浦安	3,728円	16,339円
四街道(略)		30,837円
袖ヶ浦	734円	13,422円
八街	230円	24,944円
千葉船穂	758円	21,338円
関宿	374円	27,708円
沼南	517円	24,002円
白井	612円	15,947円
千葉大網	1,301円	77,977円
九十九里	111円	23,098円
成東	224円	18,275円
睦沢	249円	28,183円
長生	238円	13,157円
長柄	219円	24,507円
千葉御宿	464円	15,459円
坂月	8,693円	42,263円
木更津	205円	37,152円
茂原	390円	55,478円
勝浦	254円	27,794円
姉崎	352円	46,559円
富里	1,728円	30,966円
千葉大原	92円	19,931円
野呂	645円	18,171円
千葉清川	242円	38,424円
三ツ堀	231円	25,562円
成毛	79円	9,928円
千葉三和	438円	22,782円
湖北	471円	26,158円
小名木	441円	13,990円
東高野	192円	20,439円
酒々井	637円	21,612円
小見川	216円	17,555円
十倉	225円	46,230円
千葉野尻	132円	14,750円
四木	108円	36,051円
下総	73円	10,424円
印旛	202円	18,565円
本埜	128円	18,064円
千葉山田	32円	28,966円
東庄	163円	14,385円
権芝	281円	14,740円
野栄	54円	10,483円
多古	167円	19,943円
芝山(略)		14,660円
船形	253円	20,766円
千葉一宮	330円	13,416円
本納	266円	37,563円
千葉白子	136円	17,229円
長南	65円	35,477円
夷隅	197円	24,266円
大多喜	206円	14,096円
白里	133円	27,324円
山武北	89円	35,021円
第二成東	102円	17,188円
有秋	354円	21,087円
千倉	175円	16,465円
三里塚	260円	19,797円
千葉若根	203円	20,681円
塚原	365円	52,271円
天羽	417円	23,063円
大佐和	153円	9,932円
安食	140円	16,761円
千葉飯岡	130円	19,822円
岬	117円	11,136円
鏡南	101円	10,192円
扇島	35円	24,741円
香取	157円	34,047円
千葉末吉	254円	9,370円
久留里	314円	19,873円
千葉清和	190円	32,117円
広岡	154円	31,321円
千葉平川	139円	17,609円
千潟	189円	15,727円
蓮沼	109円	14,762円
給田	131円	28,879円
印西	470円	20,523円
丸山	46円	19,398円
岩戸	173円	37,360円
千葉茅野	204円	20,354円
千葉若井	77円	29,894円
千葉光	82円	18,276円
千葉和田	393円	53,608円
天津小湊	206円	32,025円
八日市場北	106円	48,169円
富浦	364円	16,271円

	北多古	52円	34,244円
	木更津佐貴	396円	46,167円
	木更津三芳	(略)	15,890円
	千葉白浜	224円	15,954円
	千葉七浦	119円	47,254円
	大石	100円	42,238円
	西岬	(略)	24,845円
	千葉亀山	75円	47,989円
	千葉興津	295円	10,935円
	布佐	260円	24,300円
	千葉牛久	287円	17,065円
	千葉戸田	345円	31,491円
	江見	166円	40,410円
	千葉金谷	331円	44,822円
	峰上	220円	40,177円
	海上	343円	15,902円
	北光	49円	15,450円
	大原山田	219円	30,463円
	千葉小湊	159円	29,214円
	鶴舞	204円	29,900円
	香濱	160円	35,747円
	月崎	111円	31,977円
	九業上	57円	31,262円
	殿廻	76円	108,887円
	平元	87円	28,209円
	大栄	85円	25,440円
	粟津	206円	48,173円
	千葉松尾	305円	13,371円
	北芝山	122円	18,229円
	南羽鳥	169円	18,822円
	駒川仲	123円	20,606円
	古畑	171円	53,005円
	山武南	140円	21,409円
	神崎	214円	36,280円
	庄司	75円	37,452円
	東庄南	126円	47,494円
東京都	大手町 F S	56,341円	108,963円
	霞ヶ関	52,266円	41,401円
	神田	16,537円	30,376円
	駿河台	11,171円	18,303円
	九段	10,495円	10,489円
	丸の内	30,250円	34,671円
	京橋	12,216円	43,257円
	銀座	56,714円	47,910円
	東銀座	37,840円	25,575円
	東京築地	7,667円	51,749円
	茅場兜	8,208円	30,054円
	晴海	8,367円	36,462円
	東京浜町	5,425円	22,266円
	芝	20,063円	34,415円
	東京赤坂	18,971円	22,194円
	東京青山	36,851円	40,112円
	白金	23,251円	25,781円
	東京三田	12,000円	21,686円
	新宿	18,634円	26,943円
	東京大久保	13,201円	37,582円
	四谷	8,084円	39,819円
	牛込	7,020円	18,860円
	西新宿	32,174円	30,192円
	小石川	7,768円	25,917円
	東京大塚	7,380円	98,211円
	駒込第2	7,984円	16,180円
	東京上野	21,895円	40,191円
	浅草	3,668円	52,493円
	吉原	2,719円	22,968円
	墨田	4,075円	54,291円
	本所	4,016円	36,743円
	向島	4,192円	41,769円
	江東	4,545円	37,731円
	東京深川	3,897円	20,998円
	東京城東	4,115円	34,270円
	江東辰巳	3,267円	33,272円
	東京新有明	7,195円	58,344円
	東京大崎	13,493円	49,863円
	有原	7,250円	19,492円
	品川	7,442円	28,858円
	大田支店埠頭	2,433円	27,962円
	自由ヶ丘	9,661円	28,104円
	目黒本館	6,856円	39,857円
	蒲田	6,691円	26,979円
	東京大森	7,176円	42,192円
	馬込	5,268円	19,489円
	池上	6,094円	53,860円
	羽田	4,996円	24,585円
	田園調布	20,065円	36,160円
	善ヶ谷	6,060円	30,081円
	矢口	4,477円	21,542円
	世田谷	9,041円	48,351円
	成城	8,083円	22,172円
	砦	8,134円	26,518円
	弦巻	9,235円	27,846円
	東京烏山	7,661円	24,831円
	東京玉川	15,971円	27,792円
	東京瀬田	5,417円	22,801円
	上北沢	6,968円	23,284円
	松沢ビル2	4,838円	27,196円
	東渋谷	32,860円	40,258円
	代々木	11,127円	17,952円
	渋谷	30,712円	25,201円
	東京野方	8,154円	58,774円
	東京中野	11,474円	60,237円
	高円寺	6,815円	49,573円
	杉並	6,616円	52,357円
	井草	12,256円	45,613円
	荻窪	4,642円	22,959円
	久我山	7,062円	67,098円
	池袋	6,020円	56,537円
	巣鴨	3,581円	52,715円
	落合別館	6,488円	22,615円
	十条	5,771円	27,322円
	王子	2,911円	45,491円
	田端尾久	4,686円	31,980円
	赤羽営業別館	4,315円	26,676円
	東京荒川	2,502円	56,274円
	板橋	4,268円	70,764円
	成増	4,961円	28,087円
	志村	4,283円	48,810円
	南板橋別館	6,371円	18,041円
	北町	4,146円	42,530円

	北多古	47円	32,728円
	木更津佐貴	384円	43,986円
	木更津三芳	(略)	16,251円
	千葉白浜	210円	15,743円
	千葉七浦	110円	51,900円
	大石	89円	39,801円
	西岬	(略)	33,650円
	千葉亀山	67円	45,971円
	千葉興津	288円	19,832円
	布佐	234円	22,444円
	千葉牛久	283円	15,823円
	千葉戸田	323円	30,479円
	江見	159円	38,289円
	千葉金谷	307円	43,067円
	峰上	217円	38,055円
	海上	339円	42,311円
	北光	47円	14,833円
	大原山田	194円	33,779円
	千葉小湊	153円	27,439円
	鶴舞	179円	28,371円
	香濱	141円	34,401円
	月崎	110円	30,695円
	九業上	51円	30,196円
	殿廻	68円	102,957円
	平元	81円	27,014円
	大栄	78円	22,425円
	粟津	179円	46,222円
	千葉松尾	303円	12,458円
	北芝山	120円	16,979円
	南羽鳥	161円	17,167円
	駒川仲	121円	19,067円
	古畑	172円	40,192円
	山武南	132円	21,926円
	神崎	200円	34,292円
	庄司	69円	39,422円
	東庄南	118円	45,556円
東京都	大手町 F S	56,759円	100,345円
	霞ヶ関	53,044円	37,763円
	神田	18,819円	22,783円
	駿河台	12,822円	41,529円
	九段	11,616円	16,994円
	丸の内	30,543円	27,453円
	京橋	13,996円	38,932円
	銀座	56,878円	45,244円
	東銀座	39,732円	24,528円
	東京築地	8,993円	47,625円
	茅場兜	9,324円	26,349円
	晴海	9,356円	44,223円
	東京浜町	6,340円	21,700円
	芝	21,946円	29,549円
	東京赤坂	20,349円	17,646円
	東京青山	38,164円	38,340円
	白金	25,622円	27,177円
	東京三田	12,938円	24,057円
	新宿	21,220円	25,245円
	東京大久保	13,230円	31,922円
	四谷	8,929円	30,203円
	牛込	7,492円	19,306円
	西新宿	40,661円	26,717円
	小石川	8,849円	26,987円
	東京大塚	7,846円	89,561円
	駒込第2	8,645円	15,294円
	東京上野	23,568円	34,116円
	浅草	4,620円	50,383円
	吉原	3,098円	21,417円
	墨田	4,535円	50,194円
	本所	4,139円	34,302円
	向島	4,835円	38,603円
	江東	5,241円	34,346円
	東京深川	4,018円	17,914円
	東京城東	4,925円	11,156円
	江東辰巳	3,691円	32,343円
	東京新有明	7,800円	84,431円
	東京大崎	14,666円	80,005円
	有原	7,515円	18,348円
	品川	8,052円	27,772円
	大田支店埠頭	3,203円	25,016円
	自由ヶ丘	9,975円	25,580円
	目黒本館	7,459円	40,084円
	蒲田	6,763円	25,493円
	東京大森	7,701円	39,652円
	馬込	5,440円	25,310円
	池上	6,041円	50,986円
	羽田	5,065円	50,881円
	田園調布	21,400円	32,592円
	善ヶ谷	6,321円	25,327円
	矢口	4,757円	19,189円
	世田谷	10,768円	44,337円
	成城	8,000円	21,001円
	砦	8,036円	35,066円
	弦巻	10,001円	24,868円
	東京烏山	7,551円	23,840円
	東京玉川	17,127円	17,866円
	東京瀬田	5,446円	25,818円
	上北沢	7,178円	20,372円
	松沢ビル2	5,385円	25,209円
	東渋谷	37,988円	36,266円
	代々木	11,629円	19,846円
	渋谷	35,531円	22,797円
	東京野方	8,551円	55,547円
	東京中野	13,146円	58,576円
	高円寺	7,151円	57,260円
	杉並	7,042円	37,996円
	井草	12,949円	35,563円
	荻窪	5,284円	20,112円
	久我山	7,776円	47,675円
	池袋	7,001円	50,422円
	巣鴨	4,070円	43,337円
	落合別館	6,923円	31,531円
	十条	6,532円	24,336円
	王子	3,335円	45,783円
	田端尾久	5,268円	29,322円
	赤羽営業別館	4,962円	25,448円
	東京荒川	2,533円	51,712円
	板橋	4,779円	50,690円
	成増	5,512円	26,966円
	志村	5,082円	44,944円
	南板橋別館	6,784円	16,080円
	北町	4,522円	46,067円

練馬	4,861円	74,960円
東京大泉	5,070円	26,220円
関町	4,999円	19,890円
西練馬	5,366円	31,973円
石神井	4,903円	36,828円
梅島	3,560円	57,150円
千住	3,953円	29,791円
西新井	3,096円	56,348円
竹の塚	3,653円	27,062円
東京綾瀬	2,686円	36,392円
葛飾	3,928円	48,675円
亀有	3,912円	31,675円
金町	4,159円	23,406円
江戸川別館	3,287円	55,566円
小岩	3,685円	35,439円
葛西	3,901円	47,233円
東江戸川	3,283円	43,592円
八王子元横山	2,113円	25,274円
八王子浅川	1,836円	27,261円
八王子明神	2,188円	26,246円
八王子由木	2,147円	24,501円
八王子片倉	3,625円	30,621円
八王子浅山	1,711円	11,994円
八王子新明神	2,074円	30,126円
立川砂川	2,998円	34,295円
新立川	4,160円	16,600円
武蔵野	15,663円	32,018円
吉祥寺	9,065円	49,607円
武蔵境	4,650円	20,379円
三鷹	5,548円	36,315円
青梅	1,911円	25,072円
青梅東	1,273円	15,784円
武蔵府中	5,126円	28,766円
昭島	4,615円	43,835円
調布	4,376円	32,900円
町田	3,064円	21,123円
鶴川	3,343円	27,270円
町田忠生	1,526円	20,975円
町田北忠生	3,202円	35,029円
町田鶴間	2,218円	17,034円
小金井	9,573円	41,196円
東京小平	3,113円	18,295円
東京日野	5,661円	18,817円
日野高幡	3,428円	55,644円
東村山	1,948円	34,330円
東京国分寺	4,640円	33,107円
国立	4,012円	21,636円
田無	3,668円	27,515円
保谷	3,734円	22,045円
福生	2,226円	18,510円
狛江	3,414円	19,943円
村山大和	2,548円	24,186円
清瀬	2,724円	21,117円
東久留米	2,966円	46,142円
武蔵村山	2,349円	74,550円
多摩	2,442円	21,457円
稲城長沼	4,359円	44,407円
稲城坂浜	1,915円	34,105円
福生秋川	2,754円	26,405円
福生羽村	4,923円	28,579円
福生瑞穂	2,504円	24,431円
福生日の出	1,286円	30,701円
八王子恩方	2,653円	23,676円
伊豆大島	264円	73,046円
三宅島	(略)	56,438円
八丈島	368円	47,156円
九段別棟	10,495円	100,360円
五日市	1,723円	18,848円
東京大崎2	13,493円	21,855円
蔵前	3,693円	78,681円
八王子下川口	1,407円	19,215円
青梅吉野	1,875円	29,290円
中ノ郷	52円	203,958円
青梅小曾木	549円	117,634円
青梅沢井	680円	85,080円
福生松原	419円	21,801円
青梅奥多摩	669円	21,019円
青梅古里	483円	38,493円
東江戸川別館	3,283円	27,110円
津久井青野原	551円	16,739円
新島	87円	56,718円
神津島	59円	483,631円
小笠原父島	47円	59,737円
相模原	1,316円	31,928円
相模大野	3,037円	17,612円
相模川橋本	4,811円	29,950円
相模原田名	1,033円	23,442円
相模原麻溝	1,507円	12,658円
新相模原	1,812円	118,865円
津久井城山	1,395円	23,285円
津久井	759円	9,888円
鶴見営業所2	3,894円	30,871円
東寺尾	5,484円	16,770円
松見	3,550円	33,138円
横浜北	7,860円	37,469円
神奈川新町	2,026円	27,351円
横浜中	3,438円	55,015円
本牧	4,009円	23,947円
横浜長者町	2,138円	38,448円
横浜港	3,438円	56,219円
横浜南	2,246円	37,454円
保土ヶ谷	2,055円	38,262円
希望が丘西谷	2,771円	16,760円
横浜今井	2,599円	51,642円
磯子	2,040円	48,240円
杉田	8,193円	29,620円
横浜金沢	1,644円	28,998円
港北NT	3,897円	38,127円
綱島	2,931円	39,358円
日吉	14,431円	43,032円
小机	5,094円	40,740円
東山田	4,752円	16,955円
戸塚	2,537円	43,541円
神奈川平戸	3,373円	21,882円
小雀	2,454円	32,218円
港南	3,076円	30,585円
港洋	5,601円	30,655円
希望が丘	2,688円	33,939円
神奈川若葉台	2,280円	48,033円

神奈川県

練馬	5,200円	46,981円
東京大泉	5,570円	23,806円
関町	5,603円	19,145円
西練馬	5,606円	27,944円
石神井	5,163円	33,997円
梅島	3,682円	50,386円
千住	4,268円	30,347円
西新井	3,410円	53,968円
竹の塚	4,003円	33,762円
東京綾瀬	2,893円	31,450円
葛飾	3,933円	48,230円
亀有	3,997円	27,387円
金町	4,254円	38,940円
江戸川別館	3,928円	39,509円
小岩	4,329円	35,281円
葛西	4,051円	48,130円
東江戸川	3,553円	38,908円
八王子元横山	2,194円	22,985円
八王子浅川	1,857円	24,770円
八王子明神	2,101円	44,578円
八王子由木	2,238円	21,612円
八王子片倉	3,375円	28,872円
八王子浅山	1,701円	13,739円
八王子新明神	1,944円	25,360円
立川砂川	3,330円	28,161円
新立川	4,389円	16,440円
武蔵野	17,043円	29,891円
吉祥寺	9,273円	43,658円
武蔵境	4,897円	34,575円
三鷹	5,512円	38,227円
青梅	927円	20,265円
青梅東	1,318円	13,502円
武蔵府中	5,122円	29,035円
昭島	4,776円	53,131円
調布	4,436円	31,182円
町田	3,099円	19,686円
鶴川	3,335円	25,081円
町田忠生	1,521円	24,665円
町田北忠生	3,167円	29,473円
町田鶴間	2,251円	14,570円
小金井	10,082円	36,636円
東京小平	3,070円	32,591円
東京日野	6,062円	17,170円
日野高幡	3,246円	52,699円
東村山	1,984円	50,059円
東京国分寺	5,066円	31,623円
国立	4,094円	18,803円
田無	3,694円	37,843円
保谷	3,858円	21,573円
福生	2,105円	17,324円
狛江	3,477円	19,353円
村山大和	2,557円	38,016円
清瀬	2,741円	18,890円
東久留米	3,058円	46,422円
武蔵村山	2,353円	69,136円
多摩	2,591円	19,036円
稲城長沼	4,432円	42,899円
稲城坂浜	629円	22,763円
福生秋川	2,743円	24,552円
福生羽村	5,127円	27,649円
福生瑞穂	2,527円	25,906円
福生日の出	1,515円	25,086円
八王子恩方	2,641円	22,940円
伊豆大島	252円	78,860円
三宅島	(略)	66,987円
八丈島	364円	76,822円
九段別棟	11,616円	90,268円
五日市	1,717円	19,081円
東京大崎2	14,666円	32,220円
蔵前	4,371円	103,617円
八王子下川口	1,400円	20,848円
青梅吉野	1,857円	28,093円
中ノ郷	46円	193,738円
青梅小曾木	415円	121,643円
青梅沢井	620円	74,441円
福生松原	392円	20,469円
青梅奥多摩	628円	19,335円
青梅古里	429円	36,637円
東江戸川別館	3,553円	63,654円
津久井青野原	505円	14,673円
新島	85円	98,175円
神津島	58円	467,870円
小笠原父島	439円	71,238円
相模原	1,315円	30,220円
相模大野	3,184円	18,237円
相模川橋本	5,341円	18,284円
相模原田名	1,026円	19,030円
相模原麻溝	1,500円	94,256円
新相模原	1,890円	108,457円
津久井城山	1,398円	24,419円
津久井	743円	85,921円
鶴見営業所2	4,094円	30,333円
東寺尾	5,470円	16,401円
松見	3,909円	31,497円
横浜北	8,290円	34,013円
神奈川新町	2,057円	28,759円
横浜中	3,881円	48,987円
本牧	4,076円	23,204円
横浜長者町	2,222円	38,520円
横浜港	3,881円	41,867円
横浜南	2,309円	30,806円
保土ヶ谷	2,161円	33,103円
希望が丘西谷	2,768円	15,534円
横浜今井	2,617円	36,569円
磯子	2,045円	91,424円
杉田	8,229円	42,226円
横浜金沢	1,707円	29,601円
港北NT	3,911円	68,778円
綱島	3,260円	43,967円
日吉	15,238円	35,333円
小机	5,089円	36,737円
東山田	4,736円	54,437円
戸塚	2,606円	38,327円
神奈川平戸	3,364円	20,652円
小雀	2,443円	28,590円
港南	3,079円	32,304円
港洋	5,838円	61,252円
希望が丘	2,700円	27,568円
神奈川若葉台	2,207円	41,622円

神奈川県

都岡	2,053円	24,145円
神奈川中山	4,415円	46,726円
美しが丘	4,143円	19,585円
長津田	5,147円	28,297円
谷本	6,319円	28,256円
存田	7,307円	13,996円
すみよし台	6,428円	26,728円
瀬谷	2,225円	30,369円
戸塚本郷	1,800円	25,031円
神奈川泉	5,190円	46,631円
岡津	2,535円	45,493円
渡田	2,482円	28,877円
川崎臨港	2,949円	40,197円
川崎別館	2,972円	45,614円
幸	4,445円	27,371円
幸加瀬	3,112円	16,474円
川崎北	10,315円	32,162円
川崎北木月	5,236円	43,133円
溝ノ口	5,766円	48,514円
神奈川大塚	3,273円	31,728円
川崎北字母口	3,626円	29,167円
荻戸	9,981円	27,261円
菅	2,591円	19,739円
川崎北養生	2,221円	14,311円
荻戸百合ヶ丘	3,582円	19,584円
栞生	3,921円	31,748円
横須賀南	1,884円	30,334円
衣笠	1,803円	35,273円
横須賀別館	1,193円	33,227円
追浜	1,402円	12,250円
南久里浜	1,234円	20,109円
武山	786円	17,735円
野比	1,760円	20,758円
平塚	2,989円	27,001円
平塚中里	2,046円	23,187円
田村	1,748円	20,786円
新金目	906円	22,282円
神奈川鎌倉	4,435円	23,248円
大船	4,041円	33,843円
鎌倉腰越	2,033円	43,418円
神奈川藤沢	2,085円	45,076円
藤沢支別棟 C	2,085円	40,051円
長後宮別棟	1,682円	24,831円
藤沢新辻堂	6,812円	27,939円
善行	2,287円	50,537円
御所見	719円	24,007円
大庭	1,770円	22,810円
小田原	1,017円	39,517円
国府津	2,170円	27,866円
小田原谷津	2,148円	19,139円
小田原橋	818円	45,863円
富水	649円	15,368円
茅ヶ崎	3,229円	31,975円
茅ヶ崎松林	2,357円	37,877円
遼子	3,393円	69,236円
神奈川三浦	657円	38,243円
南下浦 3	971円	17,773円
秦野	818円	36,134円
西秦野	1,345円	41,805円
鶴巻	2,483円	30,094円
北秦野	977円	43,395円
厚木支別棟	1,750円	39,713円
厚木岡田	1,331円	28,399円
萩野	1,028円	18,697円
依知	1,049円	18,439円
愛名	758円	36,366円
神奈川大和	1,378円	39,925円
大和下鶴間	1,722円	17,404円
桜ヶ丘	1,924円	15,023円
伊勢原	2,099円	31,633円
海老名	2,975円	49,963円
中河内	1,417円	17,066円
座間	1,478円	37,332円
南足柄別館	927円	31,092円
神奈川綾瀬	1,364円	26,607円
神奈川葉山	2,101円	38,081円
東葉山	2,149円	73,094円
寒川	1,315円	46,861円
大磯	2,057円	42,282円
二宮	2,141円	43,721円
神奈川中井	350円	44,718円
松田	1,112円	20,886円
神奈川山北	485円	53,391円
箱根	573円	35,207円
湯河原別館	833円	22,086円
神奈川中津	889円	28,896円
神奈川田浦	908円	37,970円
粟川	458円	46,497円
下曽我	917円	44,809円
箱根町	801円	104,273円
湯本	776円	73,558円
真鶴	732円	42,860円
八王子内郷	431円	26,759円
八王子藤野	722円	16,929円
松輪	733円	47,296円
日吉営業所B	12,024円	45,874円
仙石原	577円	143,052円
開屋	937円	30,314円
坂井輪	752円	12,955円
新湯東	442円	65,052円
小金	660円	25,689円
山二ツ	747円	23,798円
新湯	588円	44,079円
長岡	383円	41,356円
開原	304円	16,535円
南長岡	246円	38,490円
西長岡	597円	43,368円
北長岡	316円	32,068円
三条	454円	32,242円
柏崎別	356円	26,164円
新発田	295円	29,586円
新津	312円	25,521円
小千谷	374円	15,994円
越後加茂	262円	25,690円
十日町	427円	18,854円
見附	241円	16,642円
村上	470円	27,047円
廿六木	405円	17,890円
糸魚川別	490円	14,296円

新潟県

都岡	2,061円	22,426円
神奈川中山	4,481円	58,467円
美しが丘	6,055円	39,595円
長津田	5,220円	23,993円
谷本	6,316円	24,030円
存田	7,440円	13,395円
すみよし台	6,293円	66,539円
瀬谷	2,252円	28,447円
戸塚本郷	1,790円	22,453円
神奈川泉	5,207円	39,921円
岡津	2,541円	41,380円
渡田	2,538円	27,562円
川崎臨港	3,000円	63,124円
川崎別館	3,174円	44,251円
幸	4,693円	24,124円
幸加瀬	3,173円	41,629円
川崎北	11,407円	27,952円
川崎北木月	5,394円	40,571円
溝ノ口	6,199円	43,979円
神奈川大塚	3,312円	27,924円
川崎北字母口	3,824円	27,035円
荻戸	10,745円	56,540円
菅	2,642円	17,507円
川崎北養生	2,211円	50,964円
荻戸百合ヶ丘	3,715円	53,537円
栞生	3,895円	35,717円
横須賀南	1,031円	63,990円
衣笠	1,792円	30,920円
横須賀別館	1,178円	43,288円
追浜	1,388円	52,057円
南久里浜	1,225円	30,965円
武山	741円	62,689円
野比	1,746円	31,529円
平塚	2,984円	26,897円
平塚中里	2,026円	21,225円
田村	1,734円	18,707円
新金目	852円	41,477円
神奈川鎌倉	4,529円	20,602円
大船	4,126円	33,575円
鎌倉腰越	1,911円	40,407円
神奈川藤沢	2,084円	56,835円
藤沢支別棟 C	2,084円	36,562円
長後宮別棟	1,680円	21,806円
藤沢新辻堂	6,733円	25,394円
善行	2,280円	32,700円
御所見	684円	22,758円
大庭	1,738円	18,345円
小田原	1,020円	62,544円
国府津	2,156円	51,015円
小田原谷津	2,146円	32,215円
小田原橋	773円	43,212円
富水	644円	48,172円
茅ヶ崎	3,311円	30,121円
茅ヶ崎松林	2,342円	38,482円
遼子	3,519円	65,998円
神奈川三浦	621円	32,973円
南下浦 3	763円	64,353円
秦野	808円	31,679円
西秦野	1,310円	39,807円
鶴巻	2,446円	27,534円
北秦野	951円	41,269円
厚木支別棟	1,776円	36,354円
厚木岡田	1,332円	44,391円
萩野	996円	17,332円
依知	1,030円	17,830円
愛名	745円	24,476円
神奈川大和	1,376円	38,949円
大和下鶴間	1,717円	66,514円
桜ヶ丘	1,919円	41,897円
伊勢原	2,317円	29,656円
海老名	3,045円	35,675円
中河内	1,406円	49,102円
座間	1,476円	34,195円
南足柄別館	894円	27,987円
神奈川綾瀬	1,320円	24,144円
神奈川葉山	2,111円	36,018円
東葉山	1,817円	67,757円
寒川	1,313円	29,452円
大磯	2,027円	37,190円
二宮	2,133円	27,961円
神奈川中井	343円	42,339円
松田	1,093円	53,428円
神奈川山北	470円	51,185円
箱根	442円	31,340円
湯河原別館	708円	21,456円
神奈川中津	878円	68,071円
神奈川田浦	902円	34,785円
粟川	425円	43,680円
下曽我	868円	42,565円
箱根町	808円	99,876円
湯本	778円	69,515円
真鶴	711円	86,660円
八王子内郷	401円	26,618円
八王子藤野	700円	101,307円
松輪	598円	46,037円
日吉営業所B	12,697円	42,942円
仙石原	666円	135,502円
開屋	944円	26,473円
坂井輪	738円	11,483円
新湯東	456円	62,382円
小金	678円	24,015円
山二ツ	761円	20,884円
新湯	595円	34,406円
長岡	373円	37,266円
開原	274円	15,668円
南長岡	234円	33,179円
西長岡	589円	39,205円
北長岡	283円	28,495円
三条	430円	29,654円
柏崎別	339円	25,517円
新発田	284円	27,053円
新津	301円	23,406円
小千谷	413円	14,632円
越後加茂	251円	27,571円
十日町	422円	16,826円
見附	237円	31,130円
村上	429円	25,447円
廿六木	399円	17,130円
糸魚川別	453円	15,734円

新潟県

新井	200円	16,769円
五泉西	285円	28,743円
越後白根	519円	37,939円
上越	268円	20,008円
高田	362円	55,568円
聖籠	77円	22,307円
越後亀田	401円	21,968円
越後吉田	222円	24,791円
巻	434円	18,043円
南三条	196円	18,272円
越後湯沢	245円	52,218円
塩沢	299円	40,012円
六日町	402円	47,378円
越後大崎	87円	42,285円
安塚	33円	26,563円
佐和田南	209円	18,756円
両津	146円	20,073円
小出	375円	25,997円
内野交換所2	950円	43,537円
南新潟	177円	29,718円
与板	198円	9,530円
和島	87円	39,297円
第一三条	299円	14,112円
川東	45円	23,814円
紫雲寺	78円	12,442円
中条	216円	26,077円
大野町	445円	24,973円
松浜東	277円	32,971円
越後豊栄	482円	14,201円
石山東	676円	25,650円
下田第一	418円	17,259円
今町	391円	16,380円
水原	346円	46,201円
横越	314円	14,929円
分水	286円	23,997円
田上	142円	16,668円
寺泊	130円	28,710円
堀之内	288円	22,341円
村松	251円	18,274円
越後安田	214円	40,392円
小須戸	294円	39,843円
弥彦	310円	79,535円
岩室	112円	8,978円
越後荒川	237円	41,853円
津川	166円	20,476円
月岡	194円	57,132円
刈羽	379円	26,414円
千手	128円	21,832円
栃尾	211円	24,202円
越後曾根	197円	36,411円
月湯	77円	89,184円
越後三川	82円	32,918円
出雲崎	173円	39,806円
石打	244円	39,306円
津南	347円	32,340円
越後板倉	(略)	21,588円
関川	201円	25,758円
新潟朝日	29円	18,245円
岩船	228円	10,552円
土市	158円	18,201円
京ヶ瀬	156円	20,806円
脇野町	201円	38,903円
越後川口	129円	17,907円
広神	111円	46,905円
土樽	102円	31,983円
越後大和	169円	15,741円
越後大湯	308円	26,737円
頸城	102円	22,256円
神林	69円	24,815円
菅谷	59円	18,104円
鱒石	141円	20,364円
大郎代	127円	19,460円
越路	333円	10,706円
能生	314円	20,931円
青海	160円	31,344円
妙高高原	130円	51,177円
越後三和	98円	37,491円
越後小国	292円	17,266円
横島	60円	23,892円
越後三国	16円	25,443円
越後松代	160円	17,569円
松之山	103円	28,172円
越後山北	323円	18,092円
越後片貝	269円	18,944円
乙	55円	100,516円
越後黒川	334円	8,283円
守門	82円	24,999円
城内	125円	19,789円
五日町	131円	66,452円
高柳	72円	23,195円
越後西山	84円	32,705円
越後中郷	71円	55,152円
妙高	163円	33,133円
榎屋敷	161円	30,107円
佐渡小木	276円	14,744円
佐渡相川	202円	12,930円
赤泊	39円	14,697円
佐渡金井	124円	15,082円
真野	141円	23,857円
名瀬	95円	70,780円
栃尾南	20円	29,432円
越後野田	74円	19,745円
高士	59円	21,876円
越後築地	128円	21,971円
潟東	135円	15,792円
牧村	45円	23,215円
柿崎	157円	25,398円
越後吉川	133円	23,681円
赤倉	671円	55,541円
岩沢	265円	20,254円
秋山郷	4円	64,911円
佐渡畑野	195円	15,137円
羽茂	213円	15,138円
越後田沢	402円	28,079円
塩野町	133円	44,752円
新穂	253円	19,271円
甲府	242円	34,659円
甲府北	736円	17,408円
甲府南	670円	46,689円

山梨県

新井	175円	15,671円
五泉西	260円	20,564円
越後白根	500円	29,092円
上越	252円	19,758円
高田	346円	48,252円
聖籠	70円	19,159円
越後亀田	400円	18,036円
越後吉田	217円	22,437円
巻	415円	15,879円
南三条	182円	15,292円
越後湯沢	246円	34,725円
塩沢	294円	36,610円
六日町	369円	41,821円
越後大崎	72円	37,894円
安塚	29円	24,315円
佐和田南	154円	17,359円
両津	139円	15,728円
小出	376円	24,911円
内野交換所2	951円	39,530円
南新潟	169円	15,929円
与板	189円	8,796円
和島	81円	21,342円
第一三条	289円	12,124円
川東	41円	22,620円
紫雲寺	75円	11,930円
中条	206円	25,918円
大野町	510円	22,858円
松浜東	271円	29,017円
越後豊栄	490円	14,263円
石山東	656円	23,236円
下田第一	370円	14,963円
今町	367円	17,044円
水原	340円	44,396円
横越	313円	13,195円
分水	277円	21,604円
田上	115円	14,874円
寺泊	101円	15,729円
堀之内	283円	19,987円
村松	232円	16,753円
越後安田	204円	26,079円
小須戸	290円	24,150円
弥彦	247円	53,896円
岩室	105円	8,241円
越後荒川	235円	26,501円
津川	151円	18,348円
月岡	191円	35,544円
刈羽	369円	24,347円
千手	118円	19,079円
栃尾	194円	22,266円
越後曾根	187円	21,558円
月湯	72円	44,226円
越後三川	76円	28,921円
出雲崎	170円	22,397円
石打	231円	35,695円
津南	319円	29,297円
越後板倉	(略)	18,922円
関川	205円	22,546円
新潟朝日	24円	15,816円
岩船	203円	10,232円
土市	149円	17,570円
京ヶ瀬	147円	58,396円
脇野町	190円	34,137円
越後川口	118円	15,310円
広神	102円	43,394円
土樽	82円	28,287円
越後大和	158円	15,528円
越後大湯	279円	17,432円
頸城	89円	19,101円
神林	66円	23,169円
菅谷	48円	15,533円
鱒石	129円	18,241円
大郎代	125円	18,456円
越路	293円	8,975円
能生	304円	25,815円
青海	151円	30,042円
妙高高原	127円	48,744円
越後三和	90円	26,396円
越後小国	270円	14,832円
横島	48円	21,413円
越後三国	7円	22,349円
越後松代	146円	15,235円
松之山	97円	25,133円
越後山北	302円	18,248円
越後片貝	259円	17,565円
乙	50円	95,964円
越後黒川	271円	8,026円
守門	70円	22,087円
城内	118円	24,372円
五日町	121円	44,709円
高柳	58円	20,754円
越後西山	75円	25,526円
越後中郷	66円	51,050円
妙高	156円	30,186円
榎屋敷	149円	27,794円
佐渡小木	250円	10,825円
佐渡相川	164円	11,415円
赤泊	41円	13,458円
佐渡金井	119円	43,017円
真野	139円	23,263円
名瀬	93円	62,538円
栃尾南	17円	26,315円
越後野田	66円	17,229円
高士	47円	18,968円
越後築地	120円	20,174円
潟東	123円	14,675円
牧村	36円	20,597円
柿崎	148円	23,879円
越後吉川	118円	19,604円
赤倉	656円	52,463円
岩沢	252円	17,690円
秋山郷	3円	57,091円
佐渡畑野	183円	13,312円
羽茂	188円	14,062円
越後田沢	375円	26,516円
塩野町	122円	26,886円
新穂	215円	18,406円
甲府	241円	31,546円
甲府北	720円	17,013円
甲府南	661円	42,968円

山梨県



山梨吉田	589円	46,477円
都留	235円	29,202円
東山梨	(略)	20,229円
大月局舎2	736円	32,791円
韭崎	478円	22,940円
勝沼	414円	28,988円
石和	1,313円	27,671円
飯沢青柳	(略)	13,982円
身延	279円	16,749円
新章王	426円	147,460円
山梨昭和	411円	37,504円
田宮	416円	38,467円
小笠原	351円	37,038円
忍野	(略)	8,274円
山中湖	400円	60,630円
上野原局舎	413円	26,129円
敷島	539円	49,805円
塩山	385円	19,754円
春日居	222円	98,080円
市川大門	366円	16,361円
山梨白根	223円	20,164円
山梨双葉	344円	95,076円
山梨高根	261円	64,483円
長坂	118円	36,216円
山梨大泉	210円	74,315円
山梨曾根	245円	30,896円
小淵沢	119円	40,081円
河口湖	449円	33,520円
山梨八代	247円	19,156円
甲斐明野	242円	17,204円
山梨一宮	242円	43,177円
中富	260円	26,721円
南部	343円	17,644円
須玉	370円	28,694円
白州	205円	12,227円
下部	260円	29,685円
大月東	513円	9,297円
山梨六郷	336円	33,732円
山梨清里	355円	19,552円
鳴沢	74円	20,627円
大目	120円	29,272円
小沼	416円	8,108円
田富局舎2	416円	52,511円
牧丘	217円	124,705円
山梨平野	154円	10,708円
早川	72円	14,325円
信濃吉田	723円	34,679円
後町	570円	32,771円
南長野	492円	40,792円
信濃古里	177円	15,386円
大豆島	303円	23,884円
村井	(略)	18,328円
西松本	202円	30,629円
南松本	783円	28,333円
信濃上田	430円	27,825円
信濃大屋	429円	19,250円
信濃塩田	573円	20,278円
岡谷	305円	31,766円
飯田	383円	29,908円
信濃山本	298円	18,036円
諏訪	287円	18,273円
須坂	529円	23,487円
小諸	213円	20,169円
伊那	330円	25,320円
駒ヶ根	287円	21,610円
信濃中野	412円	37,191円
信濃大町	228円	24,282円
信濃茅野	317円	19,724円
塩尻	712円	12,509円
東埔	379円	7,563円
信濃佐久	352円	20,868円
岩村田	368円	24,942円
軽井沢	1,608円	24,053円
中軽井沢	247円	17,063円
丸子	135円	26,468円
東部	272円	17,629円
下諏訪	494円	24,240円
辰野	264円	16,701円
箕輪	307円	22,122円
豊科	478円	25,178円
碓氷	542円	11,126円
白鳥	177円	13,653円
坂城	291円	15,948円
戸倉上山田	372円	18,640円
野沢温泉	110円	13,432円
松本東館	692円	20,519円
浅間	1,556円	12,540円
信濃飯山	189円	16,461円
御代田	230円	17,862円
信濃富士見	454円	12,564円
信濃原	192円	12,826円
信濃阿南	98円	19,828円
木曾	134円	27,826円
明科	347円	12,883円
生坂	87円	33,777円
波田	510円	13,480円
信濃三郷	482円	9,535円
信濃池田	180円	19,062円
神城	207円	16,354円
小布施	421円	19,265円
湯田中	308円	16,749円
信濃豊野	462円	30,303円
飯綱	148円	19,710円
平岡	131円	25,419円
上松	199円	16,115円
木曾檜川	261円	26,022円
四賀	202円	57,403円
梓川	189円	22,450円
小谷話交換	209円	20,559円
七二会	31円	12,068円
若穂	174円	26,642円
信濃松代	285円	16,388円
浦里	114円	30,157円
信濃常盤	62円	56,917円
白田	209円	15,891円
高野町	111円	21,801円
野辺山	33円	39,954円
南軽井沢	(略)	10,618円
望月	140円	23,521円

長野県

山梨吉田	584円	43,580円
都留	208円	27,919円
東山梨	(略)	22,106円
大月局舎2	732円	31,184円
韭崎	463円	21,388円
勝沼	400円	107,092円
石和	1,295円	26,741円
飯沢青柳	(略)	29,568円
身延	271円	15,065円
新章王	408円	141,156円
山梨昭和	389円	34,928円
田宮	412円	36,420円
小笠原	349円	34,523円
忍野	(略)	80,760円
山中湖	397円	34,937円
上野原局舎	411円	22,742円
敷島	538円	47,184円
塩山	387円	21,887円
春日居	215円	51,962円
市川大門	358円	96,213円
山梨白根	220円	97,959円
山梨双葉	341円	50,733円
山梨高根	245円	60,165円
長坂	115円	33,067円
山梨大泉	180円	67,432円
山梨曾根	232円	28,905円
小淵沢	108円	37,595円
河口湖	454円	31,329円
山梨八代	234円	91,791円
甲斐明野	209円	15,994円
山梨一宮	244円	41,431円
中富	229円	24,655円
南部	306円	16,026円
須玉	358円	26,907円
白州	186円	11,756円
下部	228円	28,944円
大月東	445円	8,842円
山梨六郷	322円	30,580円
山梨清里	332円	19,486円
鳴沢	69円	100,109円
大目	95円	27,313円
小沼	406円	79,587円
田富局舎2	412円	47,974円
牧丘	208円	71,182円
山梨平野	146円	24,027円
早川	65円	14,282円
信濃吉田	716円	32,228円
後町	569円	30,687円
南長野	486円	26,634円
信濃古里	153円	29,023円
大豆島	279円	19,212円
村井	(略)	39,153円
西松本	199円	30,223円
南松本	773円	27,316円
信濃上田	423円	27,805円
信濃大屋	411円	17,919円
信濃塩田	553円	20,309円
岡谷	288円	29,972円
飯田	373円	24,947円
信濃山本	290円	16,854円
諏訪	267円	15,173円
須坂	530円	19,253円
小諸	207円	18,198円
伊那	322円	22,919円
駒ヶ根	271円	19,814円
信濃中野	400円	31,268円
信濃大町	229円	22,443円
信濃茅野	310円	16,384円
塩尻	727円	12,774円
東埔	385円	9,269円
信濃佐久	351円	18,148円
岩村田	360円	26,366円
軽井沢	1,674円	22,645円
中軽井沢	251円	11,977円
丸子	130円	19,371円
東部	287円	13,745円
下諏訪	485円	19,761円
辰野	254円	15,677円
箕輪	298円	20,680円
豊科	475円	20,390円
碓氷	527円	10,355円
白鳥	167円	12,819円
坂城	271円	14,905円
戸倉上山田	384円	13,131円
野沢温泉	107円	12,229円
松本東館	700円	14,389円
浅間	1,550円	11,442円
信濃飯山	194円	17,422円
御代田	226円	16,805円
信濃富士見	412円	10,273円
信濃原	184円	10,744円
信濃阿南	85円	17,905円
木曾	169円	24,840円
明科	345円	10,940円
生坂	72円	32,345円
波田	513円	12,301円
信濃三郷	479円	8,620円
信濃池田	182円	17,347円
神城	202円	13,475円
小布施	420円	19,577円
湯田中	300円	14,977円
信濃豊野	438円	28,444円
飯綱	115円	16,690円
平岡	116円	23,568円
上松	166円	14,418円
木曾檜川	234円	24,810円
四賀	182円	32,134円
梓川	185円	20,733円
小谷話交換	189円	17,404円
七二会	27円	11,514円
若穂	161円	27,362円
信濃松代	280円	18,330円
浦里	110円	28,514円
信濃常盤	55円	53,426円
白田	208円	14,657円
高野町	110円	20,049円
野辺山	31円	36,793円
南軽井沢	(略)	8,376円
望月	130円	21,970円

長野県

信濃芦田	65円	16,354円
信濃長門	84円	55,091円
真田	45円	19,164円
武石	65円	15,730円
青木	91円	30,526円
高遠	224円	12,821円
信濃小野	60円	25,127円
飯島	182円	21,263円
信濃宮田	187円	49,453円
信濃松川	231円	19,685円
市田	288円	14,742円
阿智	58円	15,665円
麻績	105円	15,114円
信濃山形	98円	13,930円
信濃朝日	83円	16,365円
信濃有明	260円	12,338円
木島平	19円	17,692円
信濃町	151円	15,719円
信濃牟礼	107円	23,387円
信濃栄	8円	28,538円
狐島	322円	20,936円
琴科	262円	20,232円
竜丘	514円	14,189円
堀池高原	115円	22,984円
南琴科	218円	41,136円
浅科	350円	15,520円
三岳	141円	39,409円
遠山	95円	24,620円
鬼無里	121円	20,399円
喬木	227円	29,915円
戸隠	102円	26,328円
高府	78円	11,727円
信州新町	430円	16,632円
信濃下条	129円	55,530円
信濃西条	291円	11,461円
信濃大桑	123円	12,161円
信濃中川	63円	23,233円
信濃豊田	351円	45,241円
信濃和田	179円	15,593円
菅平	202円	16,739円
南木曾	192円	17,782円
八千穂	232円	31,643円
北御牧	343円	11,817円
野尻湖	184円	30,478円
藪原	192円	33,260円

信濃芦田	60円	14,923円
信濃長門	71円	30,065円
真田	41円	17,531円
武石	61円	15,008円
青木	79円	29,084円
高遠	218円	11,812円
信濃小野	51円	23,296円
飯島	165円	19,427円
信濃宮田	182円	45,761円
信濃松川	200円	18,500円
市田	307円	13,556円
阿智	52円	14,649円
麻績	88円	13,595円
信濃山形	97円	12,633円
信濃朝日	82円	15,157円
信濃有明	258円	11,846円
木島平	18円	15,274円
信濃町	137円	13,485円
信濃牟礼	95円	20,413円
信濃栄	7円	26,193円
狐島	303円	19,259円
琴科	222円	19,087円
竜丘	503円	12,923円
堀池高原	102円	20,051円
南琴科	181円	36,853円
浅科	342円	14,070円
三岳	125円	35,513円
遠山	82円	22,684円
鬼無里	103円	17,674円
喬木	208円	28,338円
戸隠	92円	23,259円
高府	71円	10,845円
信州新町	386円	16,903円
信濃下条	120円	30,408円
信濃西条	256円	10,978円
信濃大桑	114円	11,073円
信濃中川	56円	21,522円
信濃豊田	249円	41,992円
信濃和田	151円	14,692円
菅平	171円	16,082円
南木曾	171円	15,815円
八千穂	236円	29,425円
北御牧	318円	11,058円
野尻湖	194円	27,097円
藪原	165円	31,723円

第2 とう道又は管路に係る負担額

- (略)  
1 (略)  
2 とう道又は管路に係る料金額  
2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
北海道		36,873円
青森県		27,651円
岩手県		98,554円
宮城県		59,817円
秋田県		32,749円
山形県		54,551円
福島県		42,960円
茨城県		36,937円
栃木県		50,554円
群馬県		38,730円
埼玉県		41,720円
千葉県		38,783円
東京都		61,851円
神奈川県		71,536円
新潟県		47,316円
山梨県		26,462円
長野県		40,328円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
北海道		161円
青森県		164円
岩手県		285円
宮城県		287円
秋田県		181円
山形県		159円
福島県		221円
茨城県		190円
栃木県		225円
群馬県		231円
埼玉県		229円
千葉県		204円
東京都		425円
神奈川県		330円
新潟県		224円
山梨県		260円
長野県		179円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額677円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの (4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの ① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額 274円 1 光信号引込等設備ごとに月額 280円 1 光信号引込等設備ごとに月額 273円	274円 280円 273円
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	48円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)  
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,703円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)  
(2) (略)

区分	内容	1光信号引込等設備ごとに
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	8,163円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	254円

第2 とう道又は管路に係る負担額

- (略)  
1 (略)  
2 とう道又は管路に係る料金額  
2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
北海道		36,597円
青森県		28,372円
岩手県		102,418円
宮城県		61,908円
秋田県		30,183円
山形県		53,277円
福島県		42,308円
茨城県		38,409円
栃木県		49,501円
群馬県		36,549円
埼玉県		42,402円
千葉県		37,664円
東京都		60,975円
神奈川県		69,954円
新潟県		48,868円
山梨県		24,960円
長野県		37,782円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	内容	1条あたり1メートルごとに年額
北海道		160円
青森県		161円
岩手県		275円
宮城県		302円
秋田県		169円
山形県		157円
福島県		216円
茨城県		196円
栃木県		227円
群馬県		221円
埼玉県		232円
千葉県		206円
東京都		417円
神奈川県		325円
新潟県		233円
山梨県		247円
長野県		181円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額778円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの (4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの ① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額 278円 1 光信号引込等設備ごとに月額 284円 1 光信号引込等設備ごとに月額 278円	278円 284円 278円
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	43円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)  
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,698円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)  
(2) (略)

区分	内容	1光信号引込等設備ごとに
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	8,408円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	265円

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を完了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を完了した場合	接続を完了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.13%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)~(3)	(略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,743円	—

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を完了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を完了した場合	接続を完了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年0.84%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)~(3)	(略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,573円	—



通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,320円	111,504円									
			セカンドクラスのものが	2,040円	52,596円									
			エコノミークラスのものが	2,080円	53,648円									
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,110円	209,069円									
			セカンドクラスのものが	4,080円	105,192円									
			エコノミークラスのものが	4,160円	107,296円									
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	15,140円	390,262円									
			セカンドクラスのものが	7,650円	197,235円									
			エコノミークラスのものが	7,800円	201,180円									
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	22,160円	571,456円									
			セカンドクラスのものが	11,440円	295,064円									
			エコノミークラスのものが	11,890円	306,635円									
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	28,680円	735,711円									
			セカンドクラスのものが	14,280円	368,172円									
			エコノミークラスのものが	14,570円	375,535円									
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	34,060円	878,090円									
			セカンドクラスのものが	17,340円	447,066円									
			エコノミークラスのものが	17,690円	456,007円									
		6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	40,550円	1,045,346円									
			セカンドクラスのものが	20,910円	539,109円									
			エコノミークラスのものが	21,330円	549,891円									
		49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	22,160円	571,456円									
			セカンドクラスのものが	11,440円	295,064円									
			エコノミークラスのものが	11,890円	306,635円									
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,290円	58,919円											
	セカンドクラスのものが	1,770円	45,723円											
	エコノミークラスのものが	1,810円	46,637円											
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	181,100円	4,669,210円											
	セカンドクラスのものが	146,370円	3,773,763円											
	エコノミークラスのものが	149,300円	3,849,238円											

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～2（略）  
（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

区分	単位	料金額	備考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	197,331円	

（電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置）  
4 当社は、料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却増とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成31年度に適用する具体的な比率は0.035とします。

5（略）  
（端末回線伝送機能の経過措置）

6（略）

7 基本料

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	2芯式のものを1回線ごとに	4,150円	

通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	6,870円	156,575円									
			セカンドクラスのものが	3,240円	73,856円									
			エコノミークラスのものが	3,300円	75,333円									
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	12,880円	293,578円									
			セカンドクラスのものが	6,480円	147,712円									
			エコノミークラスのものが	6,610円	150,666円									
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	24,040円	548,012円									
			セカンドクラスのものが	12,150円	276,960円									
			エコノミークラスのものが	12,390円	282,499円									
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	35,200円	802,445円									
			セカンドクラスのものが	18,180円	414,332円									
			エコノミークラスのものが	18,890円	430,580円									
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	45,510円	1,037,308円									
			セカンドクラスのものが	23,130円	527,332円									
			エコノミークラスのものが	24,040円	548,012円									
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	54,090円	1,233,026円									
			セカンドクラスのものが	27,540円	627,776円									
			エコノミークラスのものが	28,090円	640,332円									
		6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	63,540円	1,448,316円									
			セカンドクラスのものが	33,210円	757,024円									
			エコノミークラスのものが	33,870円	772,164円									
		49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	35,200円	802,445円									
			セカンドクラスのものが	18,180円	414,332円									
			エコノミークラスのものが	18,890円	430,580円									
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,570円	81,401円											
	セカンドクラスのものが	2,780円	63,365円											
	エコノミークラスのものが	2,840円	64,632円											
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	220,660円	5,029,963円											
	セカンドクラスのものが	155,520円	3,545,088円											
	エコノミークラスのものが	158,630円	3,615,990円											

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～2（略）  
（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

区分	単位	料金額	備考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	210,134円	

（電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置）  
4 削除

5（略）  
（端末回線伝送機能の経過措置）

6（略）

7 基本料

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	2芯式のものを1回線ごとに	4,162円	
	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金		
	② 令和3年4月1日	4,104円	



します。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日東相制第19-00094号）

（実施時期）

- この改正規定は、令和 2 年 3 月 26 日から実施し、この改正規定のうち、第35条（修補の責任）、第101条（双務的条件）、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表 4 の連約金の額、別表 5 の積算額、附則（平成26年 4 月 9 日東相制第13-0106号）の料金額、附則（平成29年 4 月 14 日東相制第16-00080号）の料金額、附則（平成30年 6 月 15 日東相制第17-00122号）の料金額、附則（令和元年 6 月 25 日東相制第18-00108号）の料金額並びに第13項の料金額については令和 2 年 4 月 1 日より適用します。また、第 7 項に係るものについては、令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用するものとします。ただし、第68条（手続費の支払義務）第 1 項第23号、第74条の 2（手続費の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費等の適正適用）、第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）第 6 欄、2（工事費の額）2-1（工事費）第25欄イ(4)欄、第 2（手続費）1（適用）第17欄及び 2（手続費の額）2-1（手続費）第26欄ア(7)欄については、当社の準備が整い次第、実施します。

（網使用料の算定に係る措置）

- 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の 2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の 2）に限り、以下この附則の第 4 項までにおいて同じとします。）について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値（令和元年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 当社は、この改正規定に係る令和元年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和元年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 当社は、この改正規定に係る 2-1-1-1第2欄ウ(4)欄、2-1の 4イ欄並びに2-2第9欄イ欄及び第10欄イ欄の網使用料（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、令和 7 年 4 月 1 日以後に適用される当該網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 当社は、前 3 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 3 項の規定にかかわらず、前 3 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（光信号主端末回線の接続料の一部支払延期）

- 光信号主端末回線と接続している協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。）は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能 2-1-1-1第6欄イ(4)欄に掲げる 1 回線あたりの料金額と 2-1-1-2第2欄ア(7)②欄に掲げる 1 光信号分岐線未回線あたりの料金額の合計（以下この附則において「基準接続料」といいます。）が各事業年度の前期事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主端末回線の接続料の一部支払延期（以下この附則において「支払延期」といいます。）を、当該事業年度に適用する光信号主端末回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から 1 ヶ月後（当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主端末回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の 1 ヶ月後又は光信号主端末回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。）までに、当社に申込みことができます。
- 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。
- 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主端末回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期額（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに係る利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利子負債に対する利率により計算するものとします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。
- 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主端末回線（ただし、複数段階料金金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。
- 協定事業者は、支払延期期間の各月において、光信号主端末回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。
  - 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前期事業年度の基準接続料に比して上昇した場合当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前期事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2-1-1-1第6欄イ(4)欄に掲げる 1 回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して 2 で除したものを乗じた金額を減算
  - 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前期事業年度の基準接続料に比して低下した場合支払延期開始の前期事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して 2 で除したものを乗じた金額を加算
- 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主端末回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。

（調整額の算定に係る経過措置）

- 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（令和 2 年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を 0.4239 とし算定します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

- 第74条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成30年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供	1 件ごとに	22.73円	平成30年 4 月 1 日から平成30年 9 月 30 日までの間に限り適用します。
手続費		24.32円	平成30年10月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
優先接続受付手続費	1 変更ごとに	69円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額 47円 (4) 加算額 ① 成功検索ごとに 5円 ② 9円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに 24.159円	
	イ欄	1 通信用建物ごとに 1,202円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに 31円	
	イ欄	1 件ごとに 72円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに 659円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに 215円	